

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

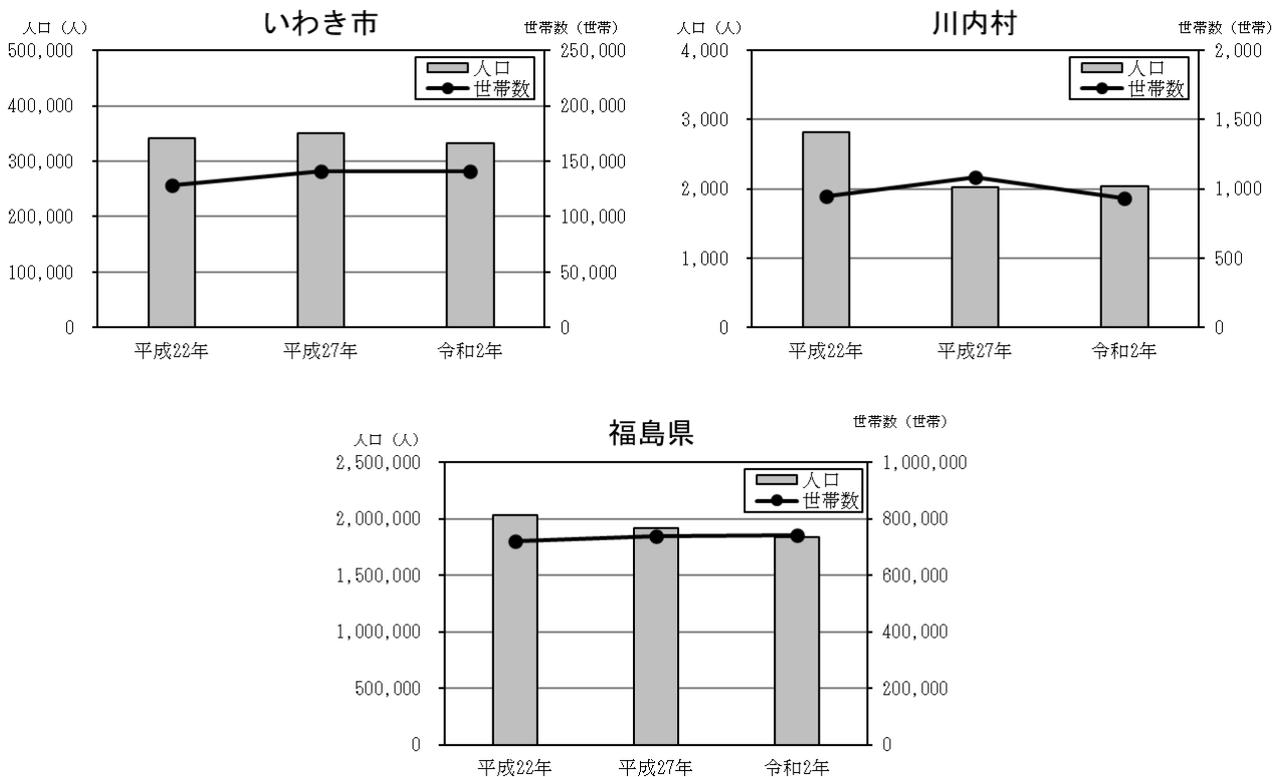
1. 人口の状況

いわき市、川内村及び福島県における人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（平成 22、27、令和 2 年）

区分	年	人口（人）			総世帯数 （世帯）
		総数	男	女	
いわき市	平成 22 年	342,249	165,339	176,910	128,722
	平成 27 年	350,237	172,829	177,408	141,069
	令和 2 年	332,931	163,525	169,406	141,411
川内村	平成 22 年	2,820	1,414	1,406	950
	平成 27 年	2,021	1,222	799	1,082
	令和 2 年	2,044	1,035	1,009	934
福島県	平成 22 年	2,029,064	984,682	1,044,382	720,794
	平成 27 年	1,914,039	945,660	968,379	737,598
	令和 2 年	1,833,152	903,864	929,288	742,911

〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査結果〕（総務省統計局 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成



〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査結果〕（総務省統計局 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（平成 22、27、令和 2 年）

2. 産業の状況

いわき市、川内村及び福島県における産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

令和 2 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数は、いわき市、川内村ともに第三次産業の占める割合が最も高い。

表 3.2-2 産業別就業者数及び割合（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、斜字は％）

産 業	いわき市	川内村	福島県
第一次産業	3,704 (2.6)	129 (15.2)	53,665 (6.3)
農 業	3,040	110	50,356
林 業	276	18	2,192
漁 業	388	1	1,117
第二次産業	45,009 (31.1)	232 (27.4)	250,803 (29.7)
鉱業、採石業、砂利採取業	83	3	454
建設業	18,959	166	87,755
製造業	25,967	63	162,594
第三次産業	95,906 (66.3)	486 (57.4)	540,975 (64.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	1,587	6	5,954
情報通信業	1,435	3	8,381
運輸業、郵便業	7,516	15	40,640
卸売、小売業	21,567	50	122,947
金融、保険業	2,431	8	15,320
不動産業、物品賃貸業	2,176	6	11,301
学術研究、専門・技術サービス業	4,226	20	21,832
宿泊業、飲食サービス業	7,580	53	43,031
生活関連サービス業、娯楽業	5,721	21	28,866
教育、学習支援業	6,479	19	37,826
医療、福祉	20,110	75	109,005
複合サービス事業	904	11	8,967
サービス業（他に分類されないもの）	10,263	67	53,986
公 務（他に分類されるものを除く）	3,911	132	32,919
分類不能の産業	3,293 (2.2)	67 (7.3)	26,602 (3.1)
総 数	147,912	914	872,045

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率（％）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（％）を示す。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100 にならない場合がある。

〔令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成]

(1) 農 業

いわき市、川内村及び福島県における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

令和 2 年 2 月 1 日現在における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、いわき市、川内村ともに稲（飼料用を除く。）が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種 類	いわき市	川内村	福島県
稲（飼料用を除く。）	2,581	70	34,123
麦 類	7	2	152
雑 穀	16	11	2,202
いも類	155	4	2,299
豆 類	51	1	1,753
工芸農作物	26	10	1,042
野菜類	502	11	9,026
果樹類	102	6	5,189
花き類・花木	59	2	1,370
その他（稲（飼料用）を含む）	231	24	2,801

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成〕

(2) 林 業

いわき市、川内村及び福島県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年 2 月 1 日現在の林野面積は、いわき市では 87,974ha、川内村では 17,422ha である。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公有林	私有林
いわき市	87,974	29,672	29,665	7	58,302	458	6,194	51,650
川内村	17,422	5,482	5,460	22	11,940	1,256	7,308	3,376
福島県	942,413	373,261	370,975	2,286	569,152	12,511	95,936	460,705

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成〕

(3) 商 業

いわき市、川内村及び福島県における商業の状況は、表 3.2-5 のとおりである。

令和 2 年の年間商品販売額は、いわき市で 810,233 百万円、川内村で 1,174 百万円となっている。

表 3.2-5 商業の状況

業 種	区 分	いわき市	川内村	福島県
卸売業	事業所数(事業所)	628	—	3,811
	従業者数(人)	5,017	—	30,794
	年間商品販売額(百万円)	430,893	—	2,388,960
小売業	事業所数(事業所)	2,333	20	13,526
	従業者数(人)	18,688	86	100,250
	年間商品販売額(百万円)	379,340	1,174	2,034,809
合 計	事業所数(事業所)	2,961	20	17,337
	従業者数(人)	23,705	86	131,044
	年間商品販売額(百万円)	810,233	1,174	4,423,769

注：1. 事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は令和 2 年 1 年間の数値である。

2. 「—」は、調査を行ったが事実のないものを示す。

〔令和 3 年経済センサスー活動調査〕(総務省・経済産業省 HP、閲覧：令和 6 年 10 月)より作成]

(4) 工 業

いわき市、川内村及び福島県における工業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

令和 4 年の製造品出荷額等は、いわき市で 103,881,215 万円、川内村で 27,843 万円となっている。

表 3.2-6 工業の状況 (従業員 4 人以上)

区 分	いわき市	川内村	福島県
事業所数(事業所)	667	4	3,914
従業者数(人)	24,413	22	154,852
製造品出荷額等(万円)	103,881,215	27,843	549,935,131

注：事業所数及び従業者数は令和 5 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和 4 年 1 年間の数値である。

〔2023 年経済構造実態調査〕(経済産業省 HP、閲覧：令和 6 年 10 月)より作成]

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

いわき市、川内村及び福島県における地目別土地利用の状況は、表 3.2-7 及び図 3.2-2 のとおりである。

いわき市、川内村ともに山林の割合が最も多く、いわき市で 69.9%、川内村で 67.7%となっている。

表 3.2-7 地目別土地利用の状況（令和 5 年 1 月 1 日現在）

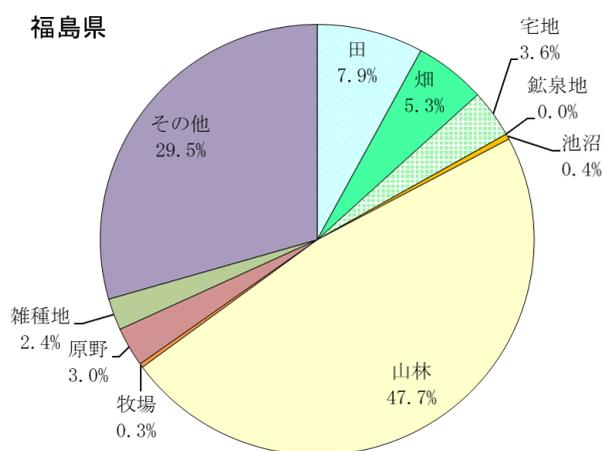
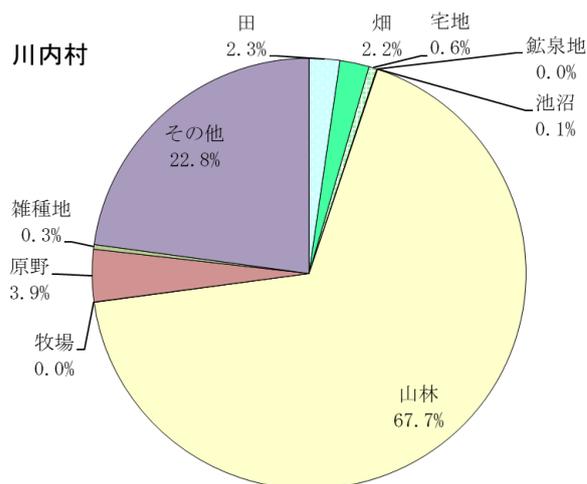
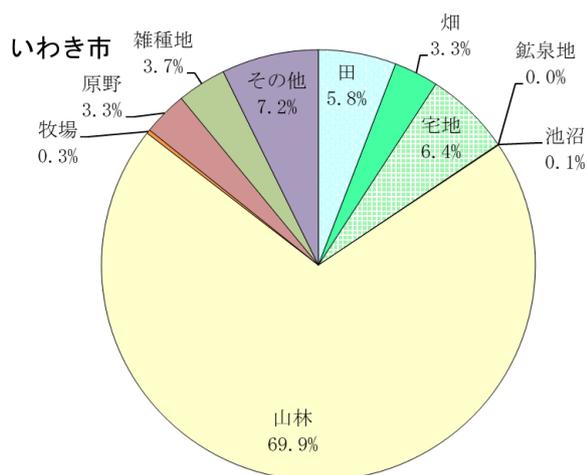
（単位：千 m²）

区分	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総数
いわき市	71,453	40,837	79,175	1	714	861,684	3,640	40,760	45,105	89,143	1,232,510
	5.8%	3.3%	6.4%	0.0%	0.1%	69.9%	0.3%	3.3%	3.7%	7.2%	100%
川内村	4,497	4,307	1,174	0	118	133,695	50	7,735	687	45,087	197,350
	2.3%	2.2%	0.6%	0.0%	0.1%	67.7%	0.0%	3.9%	0.3%	22.8%	100%
福島県	1,093,671	731,999	496,043	6	57,141	6,568,892	41,651	407,633	327,709	4,059,656	13,784,400
	7.9%	5.3%	3.6%	0.0%	0.4%	47.7%	0.3%	3.0%	2.4%	29.5%	100%

注：1. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

2. 資料：福島県市町村財政課「固定資産概要調書（土地）」（令和 5 年 1 月 1 日現在）

〔「第 138 回福島県統計年鑑 2024」（福島県 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成〕



注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔第138回福島県統計年鑑2024〕（福島県HP、閲覧：令和6年10月）より作成

図 3.2-2 地目別土地利用の現況（令和5年1月1日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は、図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に都市地域が分布している。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は、図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は、図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 6 年 6 月 21 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は、図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

(3) 森林法に基づく地域森林計画対象民有林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく地域森林計画対象民有林は、図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に地域森林計画対象民有林が分布している。

(4) 都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）に基づく用途地域の指定はない。

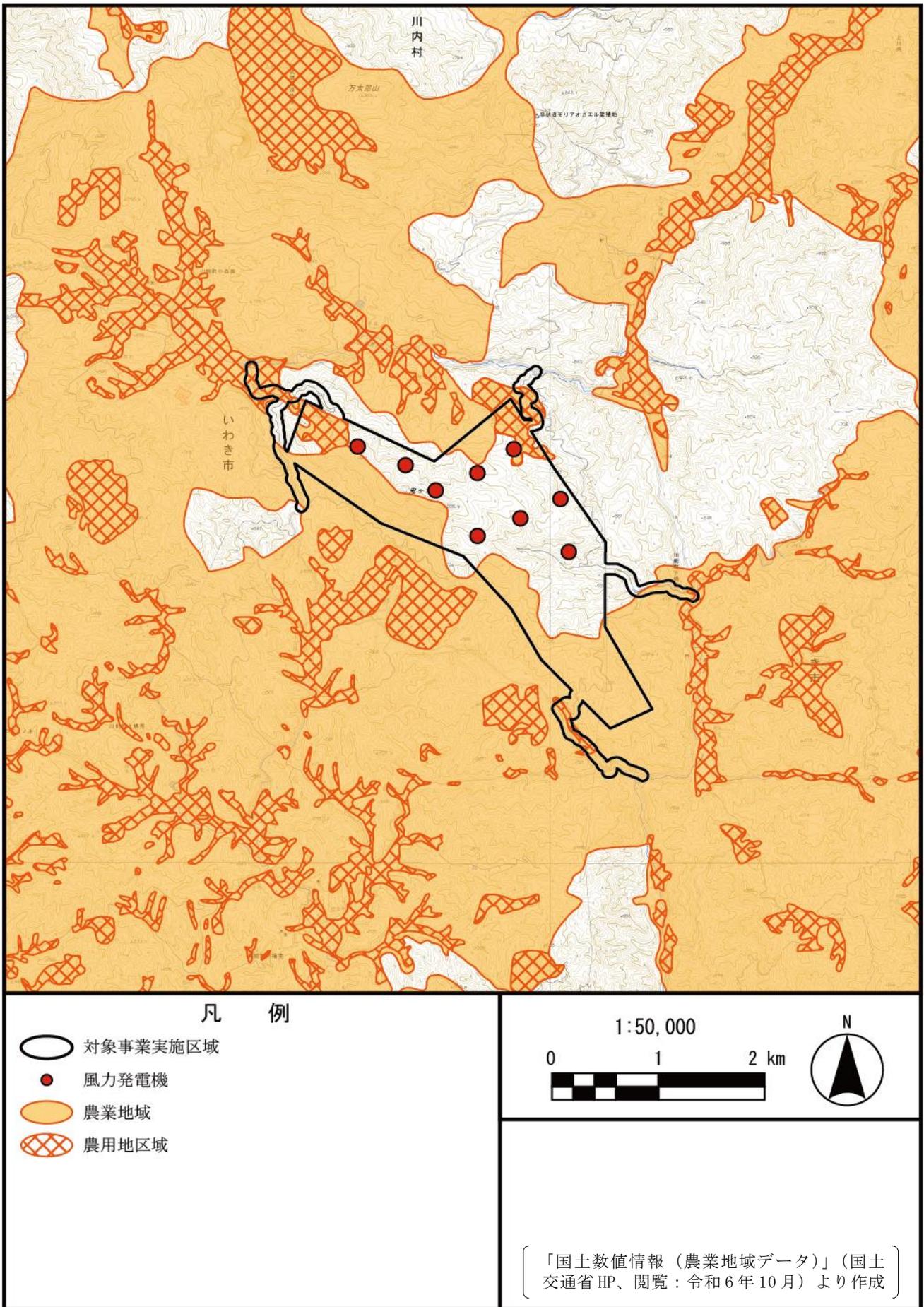


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

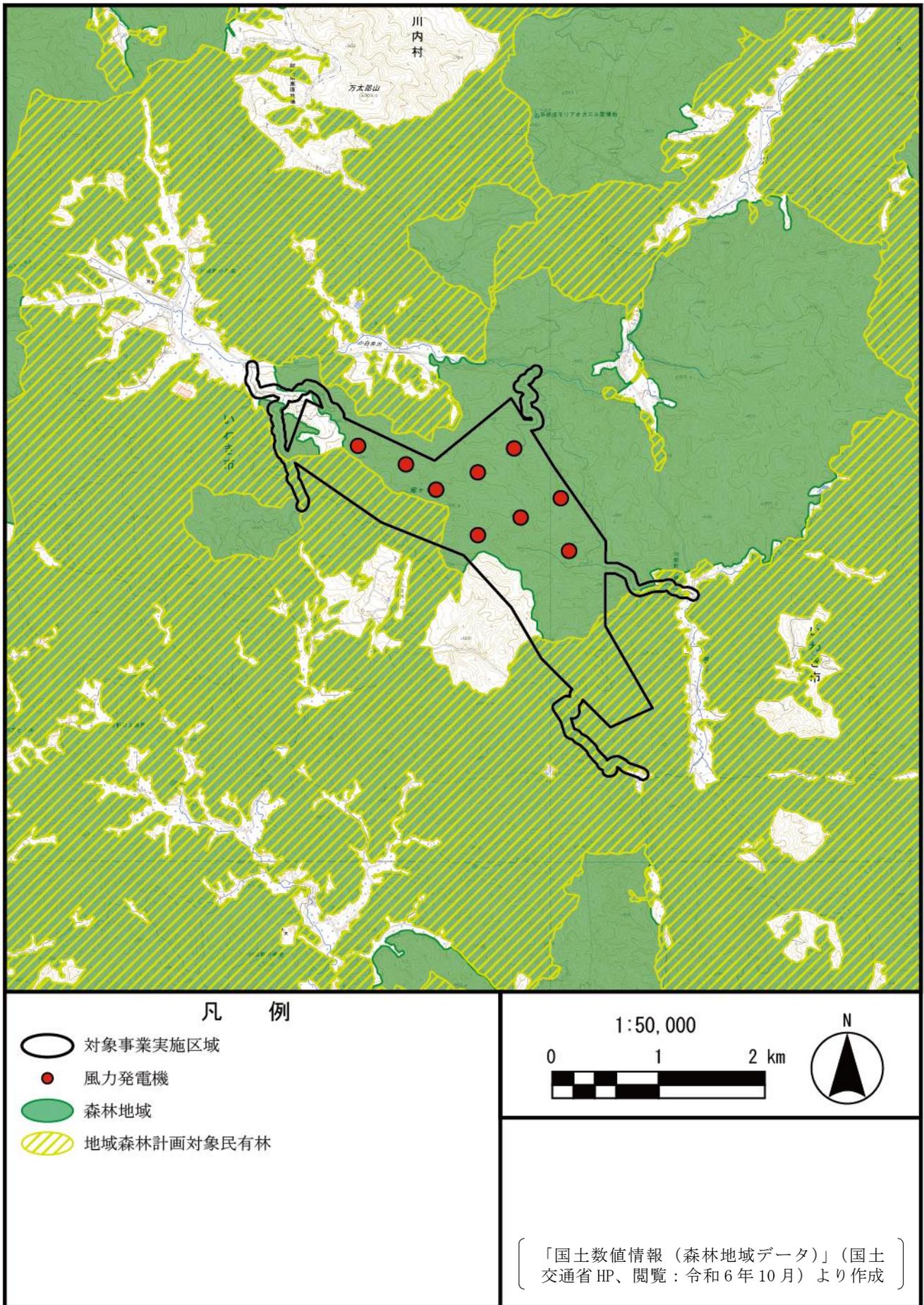


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）及び地域森林計画対象民有林

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

対象事業実施区域が位置するいわき市及び川内村における水道の利用状況は、表 3.2-8 のとおりである。

なお、いわき市川前支所、いわき市保健所にヒアリングを行い、対象事業実施区域及びその周囲において、簡易水道以外にも届け出のない自家利用の井戸等が存在する可能性があることがわかった。今後さらに地元からヒアリングを行い、利水状況の把握に努める。

表 3.2-8(1) 上水道事業の年間取水量（令和 4 年度）

事業 主体名	地表水（千 m ³ ）				地下水（千 m ³ ）			湧水 （千 m ³ ）	浄水受水 （千 m ³ ）	合計 （千 m ³ ）
	ダム直接	ダム放流	湖水	表流水 （自流）	伏流水	浅井戸	深井戸			
いわき市	0	956	0	33,113	0	6,981	0	0	0	41,050

〔令和 4 年度 福島県の水道〕（福島県、令和 6 年）より作成

表 3.2-8(2) 簡易水道事業の年間取水量（令和 4 年度）

簡易水道 名称	表流水（m ³ ）				地下水（m ³ ）			湧水 （m ³ ）	浄水受水 （m ³ ）	合計 （m ³ ）
	ダム直接	ダム放流	湖水	自流	伏流水	浅井戸	深井戸			
いわき市 川前	0	0	0	14,216	0	0	0	0	0	14,216
いわき市 遠野	0	0	0	684,776	0	0	0	0	0	684,776
いわき市 田人	0	0	0	0	0	0	62,697	0	0	62,697

〔令和 4 年度 福島県の水道〕（福島県、令和 6 年）より作成

表 3.2-8(3) 専用水道施設の現況（令和 4 年度）

市村	箇所数	現在給水人口 （人）	原水の種別	施設能力 （m ³ /日）
いわき市	9	279	表流水、深井戸、浄水受水、工業用水	4,438
川内村	5	256	表流水、浅井戸、深井戸	741

〔令和 4 年度 福島県の水道〕（福島県、令和 6 年）より作成

(2) 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲において、小白井川を農業用水として利用しており、取水口は図 3.2-6 のとおりである。また、対象事業実施区域の周囲にため池がある。

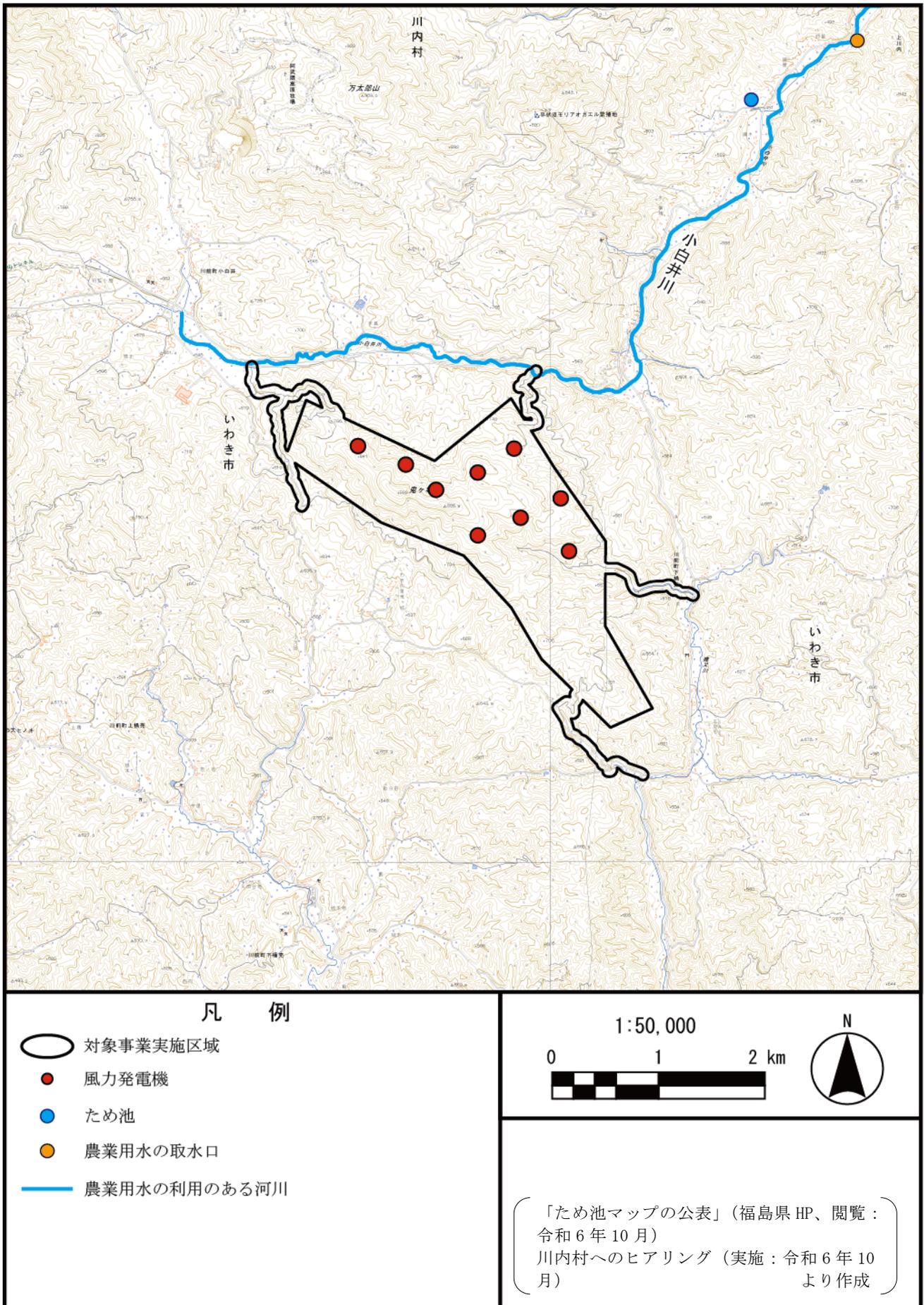


図 3.2-6 農業用水の利用状況

(3) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川における「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和 6 年 6 月 26 日）に基づく内水面漁業権は、表 3.2-9 及び図 3.2-7 のとおりである。

表 3.2-9 漁業権の内容（内水面漁業権）

免許番号	漁場の位置 及び漁場の区域	漁業名称	漁業の時期	漁業権者
内共第 8 号	木戸川本流及び支流の区域	こい漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	木戸川 漁業協同組合
		いわな漁業、やまめ漁業	4 月 1 日～9 月 30 日	
		あゆ漁業	6 月 1 日～12 月 31 日	
内共第 9 号	夏井川本流及び支流の区域 (新川及び南横川を除く。)	こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	夏井川 漁業協同組合
		いわな漁業、やまめ漁業	4 月 1 日～9 月 30 日	
		あゆ漁業	6 月 1 日～12 月 31 日	

[「内水面共同漁業権の切替について」(福島県 HP、閲覧：令和 6 年 10 月)より作成]

2. 地下水の利用状況

対象事業実施区域が位置するいわき市及び川内村における地下水の年間取水量は、前出の表 3.2-8 のとおりである。

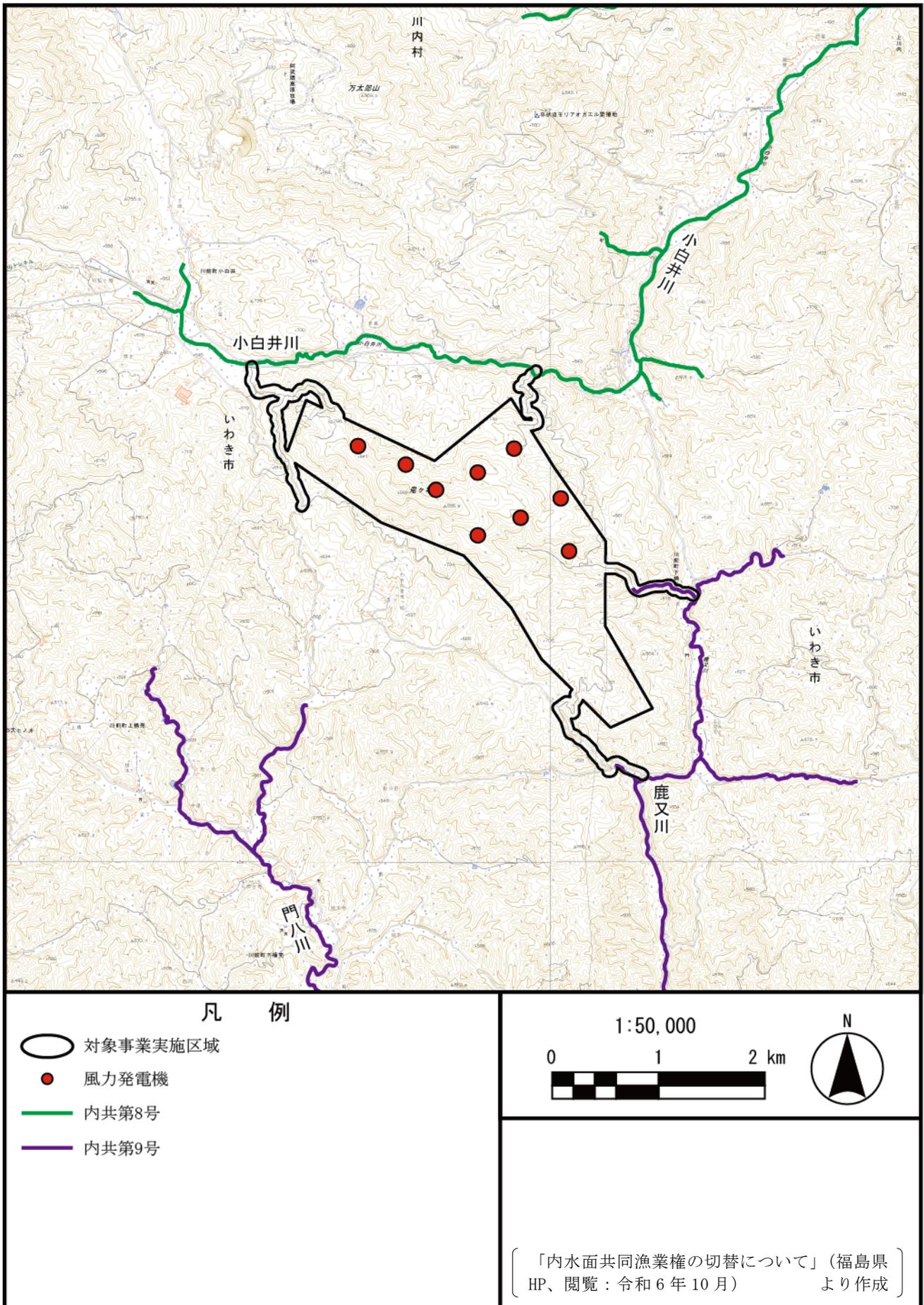


図 3.2-7 内水面漁業権の設定状況

3. 水道水源保護地域

対象事業実施区域及びその周囲における「いわき市水道水源保護条例」（平成 4 年いわき市条例第 3 号）に基づく水道水源保護地域の指定状況は、図 3.2-8 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に「いわき市水道水源保護地域」がある。

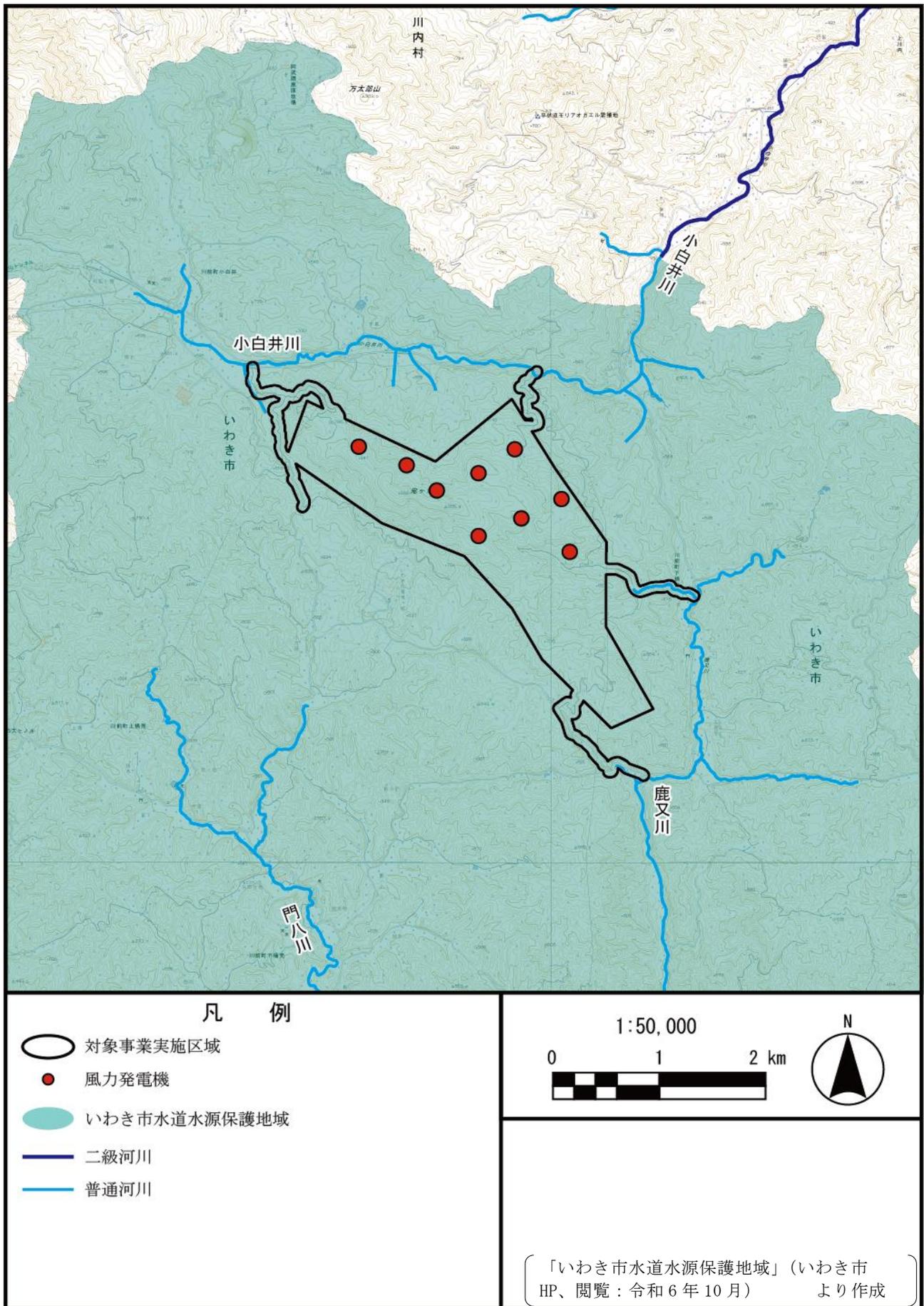


図 3.2-8 水道水源保護地域の状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-9 のとおりであり、主要地方道 36 号（小野富岡線）、一般県道 145 号（吉間田滝根線）等があげられる。令和 3 年度主要な道路の交通量調査結果は表 3.2-10、調査区間は図 3.2-9 のとおりである。

表 3.2-10 主要な道路の交通量調査結果（令和 3 年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量 (12 時間)	交通量 (24 時間)
		起点側	終点側		
主要地方道 36 号 (小野富岡線)	①	田村市・いわき市境	いわき市・川内村境	984	1,141
	②	いわき市・川内村境	一般国道 399 号	1,652	1,999
	③	小野富岡線	小野富岡線	<u>556</u>	<u>645</u>
一般県道 145 号 (吉間田滝根線)	④	小野富岡線	いわき市・田村市境	<u>276</u>	<u>317</u>
一般県道 287 号 (上川内川前線)	⑤	小野富岡線	小野四倉線	189	219
一般県道 359 号 (神俣停車場川前線)	⑥	小野富岡線	小野四倉線	301	337

注：1. 表中の番号は、図 3.2-9 中の番号に対応している。

2. 昼間 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

昼間 12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 27 年度調査単位区間の平成 27 年度交通量と、平成 27 年度及び令和 3 年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した。

24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した。

4. 令和 6 年 4 月、主要地方道 36 号（小野富岡線）のバイパスが開通したことにより、主要地方道 36 号の一部の区間が、一般県道 359 号（神俣停車場川前線）となっている。なお、路線名及び交通量調査区間については、出典のとおりとした。

〔「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」（国土交通省、令和 5 年）より作成〕

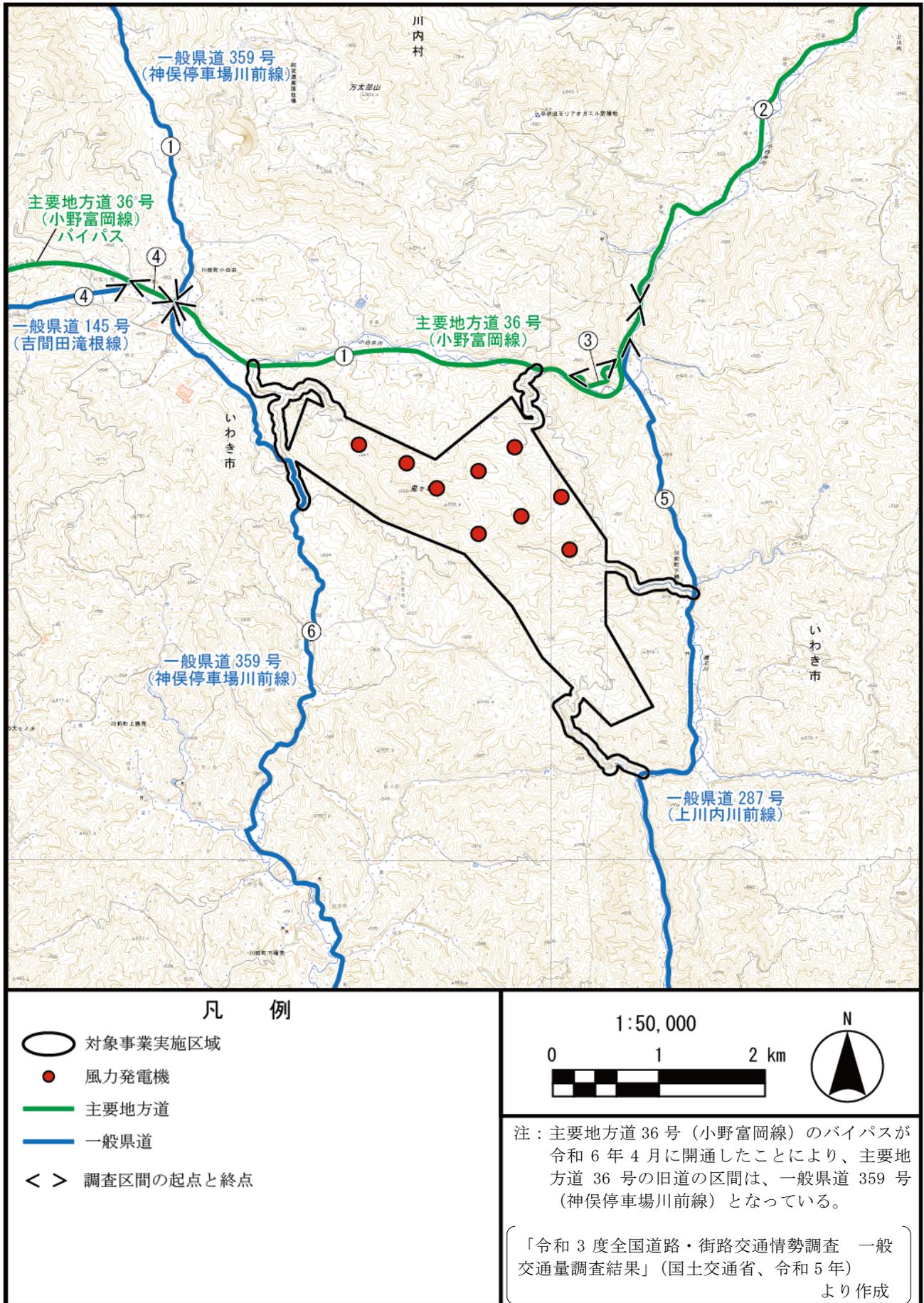


図 3.2-9 主要な道路の交通量調査の調査区間

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全について配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設があげられる。対象事業実施区域及びその周囲に配慮が特に必要な施設はない。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-10 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住宅等までの距離は約 0.6km である。

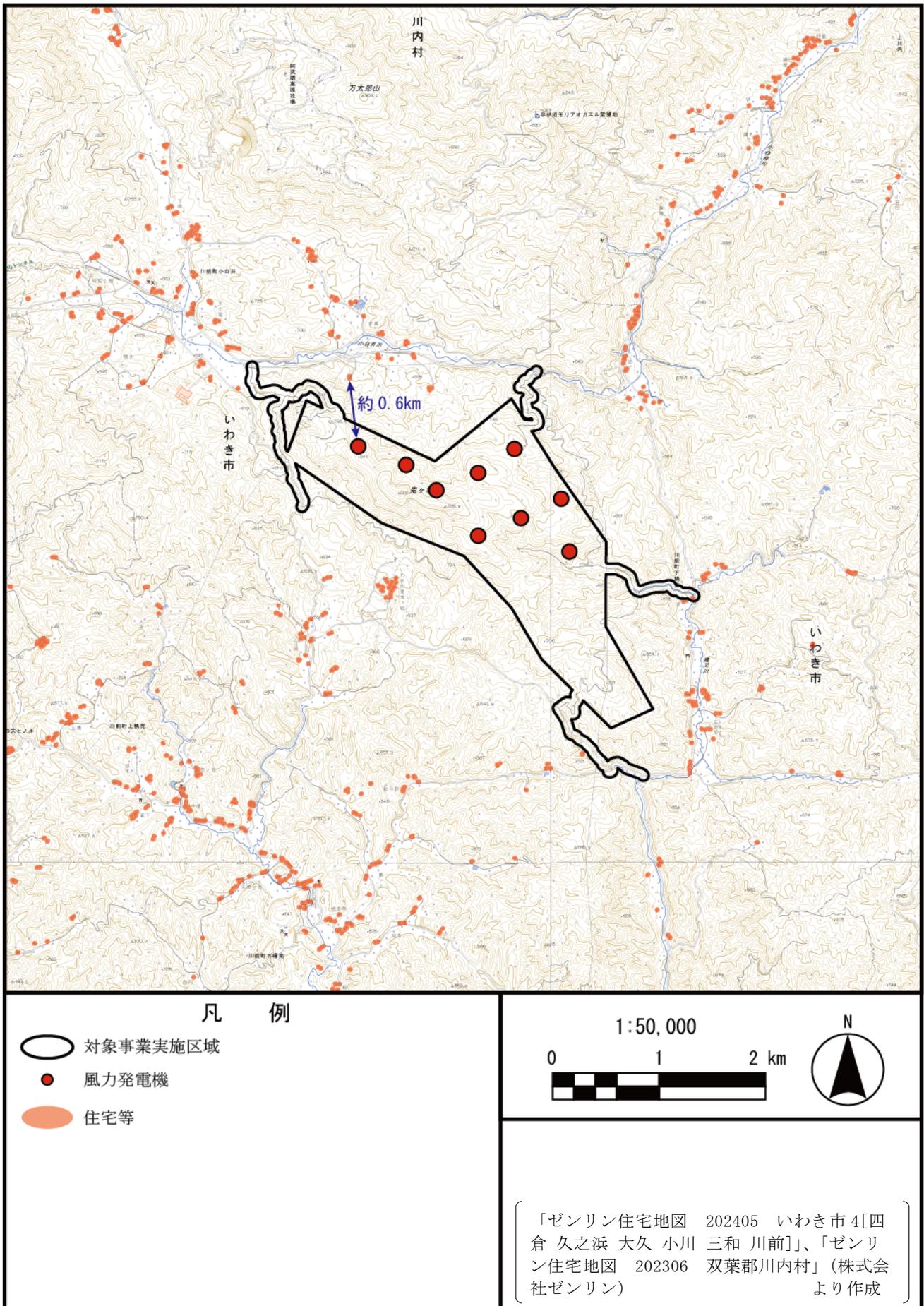


図 3.2-10 住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

いわき市、川内村及び福島県における、下水道処理人口普及状況は表 3.2-11 のとおりである。

令和4年度末の下水道処理人口普及率は、いわき市で54.9%となっており、川内村は下水道未整備となっている。

表 3.2-11 下水道処理人口普及状況（令和4年度末）

区分	行政人口（人）	下水道処理人口（人）	下水道処理人口普及率（%）
いわき市	308,593	169,472	54.9
川内村	2,333	—	0.0
福島県	1,791,427	992,164	55.4

注：1. 行政人口の値については、令和5年3月31日現在の住民基本台帳に基づいている。

2. 下水道処理人口普及率（%）＝下水道処理人口／行政人口×100

3. 「—」は調査を行ったが事実のないものを示す。

〔「第138回福島県統計年鑑2024」（福島県HP、閲覧：令和6年10月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

いわき市、川内村及び福島県における一般廃棄物の状況は、表 3.2-12 のとおりである。

令和4年度における一般廃棄物のごみ総排出量は、いわき市で115,406t、川内村で611tとなっている。

表 3.2-12 一般廃棄物の状況（令和4年度）

区分		いわき市	川内村	福島県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	103,451	545	595,910
	直接搬入量(t)	6,439	66	73,913
	集団回収量(t)	5,516	0	15,063
	合計(t)	115,406	611	684,886
ごみ処理量	直接焼却量(t)	98,732	525	575,729
	直接最終処分量(t)	1,716	0	2,847
	焼却以外の中間処理量(t)	9,033	85	68,283
	直接資源化量(t)	409	1	22,325
	合計(t)	109,890	611	669,184
中間処理後再生利用量(t)		20,291	37	50,457
リサイクル率(%)		22.7	6.2	12.8
最終処分量(t)		1,874	115	78,982

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100

〔「一般廃棄物処理実態調査結果（令和4年度実績）」（環境省HP、閲覧：令和6年10月）より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

福島県における令和4年度の産業廃棄物の状況は、表3.2-13のとおりである。

また、対象事業実施区域から半径約50kmの範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の市町村別の施設数は表3.2-14、分布状況は図3.2-11のとおりである。平成24年度現在、中間処理施設149か所、最終処分場23か所が分布している。

表3.2-13 産業廃棄物の状況（令和4年度実績）

（単位：千t / 年）

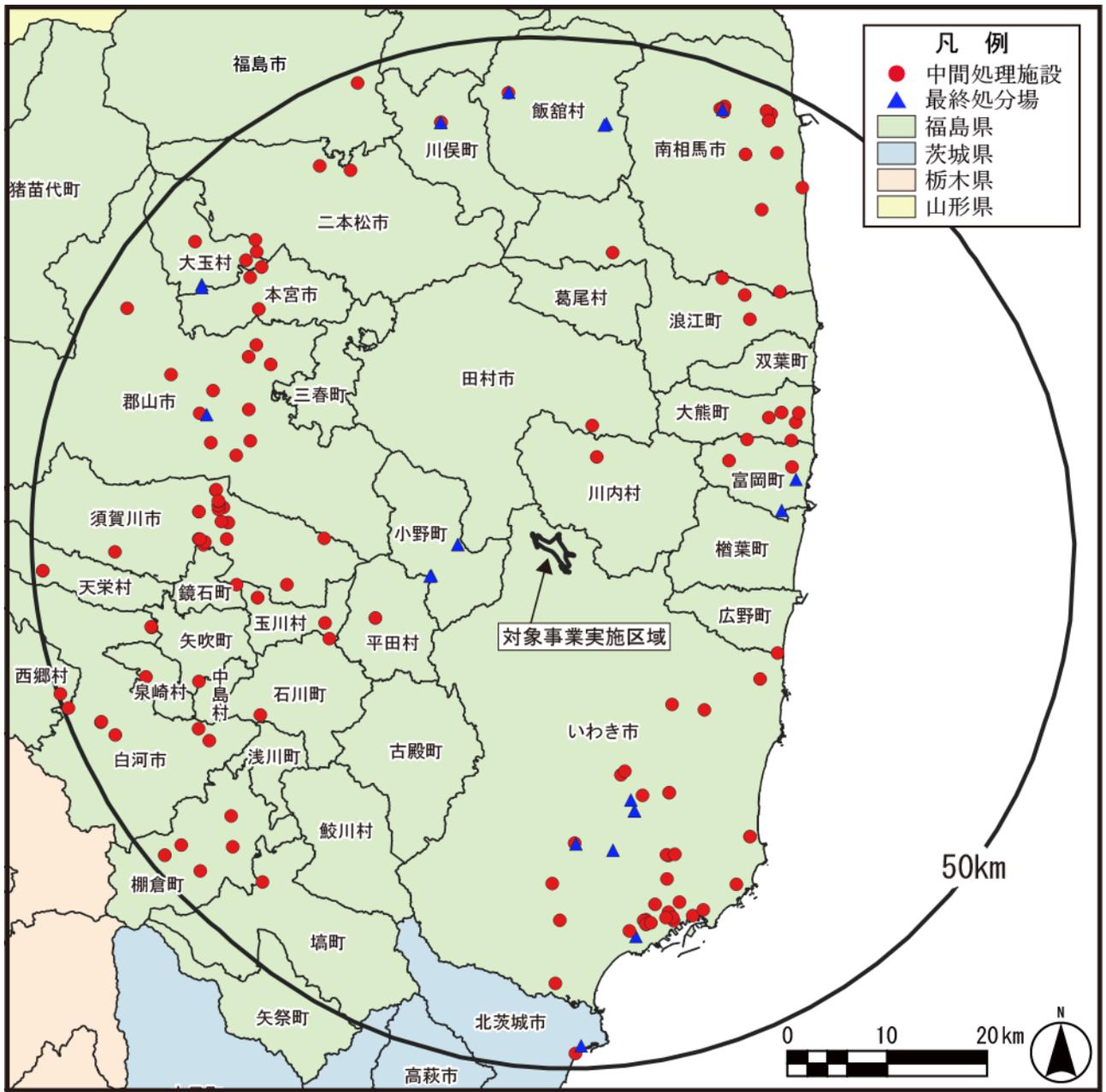
県	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量
福島県	7,134	2,892	3,626	615

「令和5年度 福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査業務報告書（令和4年度実績）」（福島県、令和6年）より作成

表3.2-14 中間処理施設及び最終処分場の分布状況（平成24年度）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場
福島県	福島市	1	0
	郡山市	11	1
	いわき市	37	6
	白河市	8	0
	須賀川市	22	0
	二本松市	3	0
	田村市	1	0
	南相馬市	17	1
	本宮市	3	0
	川俣町	2	2
	大玉村	6	3
	鏡石町	1	0
	天栄村	2	0
	西郷村	1	0
	泉崎村	2	0
	矢吹町	1	0
	棚倉町	6	0
	塙町	1	0
	石川町	1	0
	玉川村	4	0
	平田村	2	0
	小野町	0	4
	広野町	1	0
富岡町	3	2	
川内村	1	0	
大熊町	6	0	
浪江町	4	0	
飯舘村	1	3	
茨城県	北茨城市	1	1
合計		149	23

〔国土数値情報（廃棄物処理施設データ）〕（国土交通省HP、閲覧：令和6年10月）より作成



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成〕
 図 3.2-11 中間処理施設及び最終処分場の分布状況（平成 24 年度）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-15(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表3.2-15(2)の基準が定められている。

表3.2-15(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日） 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日） 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成

表3.2-15(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき、表3.2-16のとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周囲には、騒音に係る種類の指定はない。

表 3.2-16(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域 類型	時間の区分	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：区域の区分は次のように定められている。

【福島県】

類型 AA；住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域（福島県内では指定地域なし）

類型 A；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及びこれに相当する地域

類型 B；第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域

類型 C；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに相当する地域

【いわき市】

類型 A；第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

類型 B；第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域

類型 C；近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

（「いわき市の環境（令和5年度版）」（いわき市、令和6年）
「騒音に係る環境基準について」（福島県 HP、閲覧：令和6年10月）より作成）

表 3.2-16(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

（「いわき市の環境（令和5年度版）」（いわき市、令和6年）
「騒音に係る環境基準について」（福島県 HP、閲覧：令和6年10月）より作成）

表 3.2-16(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。		

注：「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成 10 年 9 月 30 日付け環大企第 257 号）により、次のとおり定められている。

- (1) 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等を示す。
- (2) 幹線交通を担う道路に近接する空間：以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定される。
 - ア. 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路；15 メートル
 - イ. 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路；20 メートル

〔「いわき市の環境（令和 5 年度版）」（いわき市、令和 6 年）
「騒音に係る環境基準について」（福島県 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-17 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-18～表 3.2-20 のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的並びに水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲には、水域類型が指定された河川はない。

なお、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2-21 のとおり定められている。

表 3.2-17 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日)より作成

表 3.2-18(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日)より作成〕

表 3.2-18(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日) より作成〕

表 3.2-19(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質質量の項目の基準値は適用しない。
2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級のの水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級のの水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日) より作成〕

表 3.2-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
<p>1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</p> <p>2. 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。</p>			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成]

表 3.2-19(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成]

表 3.2-19(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-20(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。
2. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-20(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考
1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日)より作成〕

表 3.2-20(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日)より作成〕

表 3.2-20(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日)より作成〕

表 3.2-21 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-22 のとおりである。

表 3.2-22 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-23 のとおり定められている。

表 3.2-23 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、いわき市は 6.0、川内村は 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場から発生する騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準並びに自動車等から発生する騒音の要請限度が定められている。

福島県では「騒音規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」（平成 8 年福島県条例第 32 号）に基づき、表 3.2-24 及び表 3.2-25 のとおり騒音の規制基準が定められており、対象事業実施区域及びその周囲は第 3 種区域となっている。

なお、自動車騒音の要請限度は表 3.2-26 のとおりである。

表 3.2-24 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分	時間の区分				用途地域
	朝 (6:00～7:00)	昼間 (7:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	第 1 種低層住居専用地域、*第 2 種低層住居専用地域及び*田園住居地域
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
第 3 種区域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整区域並びに*用途地域以外の地域
第 4 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	工業地域
*第 5 種区域	70 デシベル	75 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	*工業専用地域

備考

- 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上とする。
- 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m 以内の区域では、表中の値から 5 デシベルを減じたものが基準値となる。（第 1 種区域を除く。）
- *は「福島県生活環境の保全等に関する条例」の規制のみ適用

「いわき市の環境（令和 5 年度版）」（いわき市、令和 6 年）

「騒音防止対策（工場・事業場の騒音）」（福島県 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成

表 3.2-25 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

区域区分		敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	※作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
騒音規制法	第1号区域	85 デシベル以下	7:00～19:00	1日10時間を超えないこと	連続6日間を超えないこと	日曜・休日でないこと
	第2号区域		6:00～22:00	1日14時間を超えないこと		
	県条例		7:00～19:00	1日10時間を超えないこと		

注：1. 区域の区分は次のように定められている。

第1号区域；第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整区域の全域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80m以内の区域

第2号区域；工業地域のうち、第1号区域を除いた区域

県 条 例；上記区域を除いた区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80m以内の区域

2. 騒音基準を超える騒音を発生している特定建設作業に対し勧告又は命令を行うにあたり、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができる。

3. 作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業及び災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などには適用しない。

「いわき市の環境（令和5年度版）」（いわき市、令和6年）

「騒音防止対策（建設作業の騒音）」（福島県HP、閲覧：令和6年10月）より作成

表 3.2-26 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：区域の区分は次のように定められている。

【福島県】

a 区域；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域及びそれに相当する地域

b 区域；第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域

c 区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域

【いわき市】

a 区域；第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b 区域；第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

c 地域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

「いわき市の環境（令和5年度版）」（いわき市、令和6年）

「騒音防止対策（自動車騒音に係る規制）」（福島県HP、閲覧：令和6年10月）より作成

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域を指定して特定工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する振動の規制基準並びに道路交通振動の要請限度が定められている。

福島県では「振動規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」（平成 8 年福島県条例第 32 号）に基づき、表 3.2-27～表 3.2-29 のとおり振動の規制基準が定められており、対象事業実施区域及びその周囲は第 2 種地域となっている。

表 3.2-27 特定工場等において発生する振動の規制基準

地域区分	時間の区分		用途地域
	昼間 (7:00～19:00)	夜間 (19:00～7:00)	
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル	第 1 種低層住居専用地域、*第 2 種低層住居専用地域及び*田園住居地域
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

注：1. 区域の区分は次のように定められている。

【福島県】

第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びこれに相当する地域

第 2 種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

【いわき市】

第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

第 2 種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m 以内の区域では、表中の値から 5 デシベルを減じたものが基準値となる。

「いわき市の環境（令和 5 年度版）」（いわき市、令和 6 年）
「振動防止対策（工事・事業場の振動）」（福島県 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成

表 3.2-28 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

区域区分	敷地境界における 振動基準	作業時刻に関する 基準	※作業時間に関する 基準	作業時間に関する 基準	作業日に関する 基準
第 1 号区域	75 デシベル	7:00～19:00	1 日 10 時間を超えないこと	連続 6 日間を超えないこと	日曜・休日でないこと
第 2 号区域		6:00～22:00	1 日 14 時間を超えないこと		

注：1. 区域の区分は次のように定められている。

第 1 号区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m の地域

第 2 号区域；第 1 号区域を除く区域

県 条 例；上記区域を除いた区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m 以内の区域

2. 振動基準を超える振動を発生している特定建設作業に対し勧告又は命令を行うにあたり、1 日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から 4 時間までの範囲で短縮させることができる。
3. 災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などには適用しない。

「いわき市の環境（令和 5 年度版）」（いわき市、令和 6 年）
「振動防止対策（建設作業の振動）」（福島県 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成

表 3.2-29 道路交通振動の要請限度

地域区分	時間の区分	
	昼間 (7:00~19:00)	夜間 (19:00~7:00)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：1. 区域の区分は次のように定められている。

【福島県】

第1種区域；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当

第2種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域

【いわき市】

第1種区域；第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域第2種住居地域、準住居地域

第2種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路では、5 デシベルを減じた値となる。

〔「いわき市の環境（令和5年度版）」（いわき市、令和6年）

〔「騒音防止対策（道路交通振動に係る規制）」（福島県 HP、閲覧：令和6年10月）より作成〕

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号、最終改正：令和4年6月17日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質28物質、その他の項目15項目）が表3.2-30のとおり定められている。

福島県では、「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和50年福島県条例第18号）により、上乘せ排水基準が定められているが、対象事業実施区域及びその周囲に適用される公共用水域はない。

なお、本事業は水質汚濁防止法における特定施設は設置しない。

表 3.2-30(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号、最終改正：令和4年6月17日）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

注：(※) は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。
 [「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和6年1月25日）より作成]

表 3.2-30(2) 水質汚濁に係る一律排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。</p> <p>7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 6 年 1 月 25 日）より作成

⑤ 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号、最終改正：令和4年6月17日)に基づき県知事(市の区域内については市長)が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第1号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度
- ・ 第2号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数・臭気排出強度)の許容限度
- ・ 第3号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度

いわき市においては、特定悪臭物質濃度による規制が行われており、規制基準は表3.2-31のとおりである。川内村に規制地域はない。

表 3.2-31(1) 悪臭防止法に基づく規制基準(特定悪臭物質：敷地境界線)

特定悪臭物質名	1号規制 (ppm)		
	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
スチレン	0.4	0.8	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01
トルエン	10	30	60
キシレン	1	2	5
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
イソブタノール	0.9	4	20
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01

〔「いわき市の環境(令和5年度版)」(いわき市、令和6年)より作成〕

表 3.2-31(2) 悪臭に係る規制基準（排出口・いわき市）

事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準
<p>アンモニア、トリメチルアミン、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、硫化水素が規制対象となり、物質ごとに次の式により算出された量</p> $q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$ <p> $\left(\begin{array}{l} q : \text{流量 (Nm}^3/\text{時)} \quad H_e : \text{有効煙突高さ (m)} \\ C_m : \text{事業場敷地境界線での規制基準値 (ppm)} \end{array} \right)$ </p> <p>なお、この式は有効煙突高さが5m未満の煙突には適用されない。</p>

〔「いわき市の環境（令和5年度版）」（いわき市、令和6年）より作成〕

表 3.2-31(3) 悪臭に係る規制基準（排水水・いわき市）

事業場の排水水の敷地外における規制基準
<p>硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチルが規制対象となり、物質ごとに次の式により算出された量</p> $CL_m = k \times C_m$ <p> $\left(\begin{array}{l} CL_m : \text{悪臭物質の排水水中の濃度 (mg/L)} \\ K : \text{悪臭物質の種類及び排水水量ごとに定められた値 (mg/L)} \\ C_m : \text{敷地境界における規制基準値 (ppm)} \end{array} \right)$ </p>

〔「いわき市の環境（令和5年度版）」（いわき市、令和6年）より作成〕

⑥ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく区域の指定に係る基準は、表 3.2-32 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 6 年 10 月 1 日現在）」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲には要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

表 3.2-32(1) 区域の指定に係る規制基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

表 3.2-32(2) 区域の指定に係る規制基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域が指定されている。対象事業実施区域及びその周囲に規制地域の指定はない。また、「令和 4 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 6 年）によると、対象事業実施区域及びその周囲で地盤沈下が認められた地域はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 6 年 6 月 19 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

対象事業の実施に当たっては、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「福島県地球温暖化対策推進計画」（令和 5 年 3 月改定）が策定されており、削減目標として、2030 年度は基準年度（2013 年度（平成 25 年度））比で 50%、2040 年度は 75%削減することにより、2050 年度において実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指している。

(3) その他の環境保全計画等

① 福島県環境基本条例

福島県の環境行政の基本的方向については、「福島県環境基本条例」（平成8年福島県条例第11号）において定められている。

この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。

なお、新たな環境施策を推進するために、表 3.2-33 のとおり、4 つの基本理念を定めている。

表 3.2-33 「福島県環境基本条例」における 4 つの基本理念

基本理念	
1	健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
2	人と自然との共生の確保
3	持続的発展が可能な社会の構築
4	地球環境の保全の推進

〔「福島県環境基本条例」（平成8年福島県条例第11号）より作成〕

② 福島県環境基本計画

福島県では、平成8年3月に制定した「福島県環境基本条例」（平成8年福島県条例第11号）第10条の規定に基づき、平成9年3月に「福島県環境基本計画」を策定し、県民、事業者、市町村等の各主体の参加と連携により積極的に環境保全の取組を進めてきた。環境を巡る社会情勢の変化等を踏まえ計画が改定され、令和3年12月に「福島県環境基本計画【第5次】」が策定されている。計画の期間は令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）の9か年で、基本目標を「共につくり、つなぎ、かなえる、美しく豊かなみんなのふるさと福島」としている。計画の概要は表 3.2-34 のとおりである。

表 3.2-34 福島県環境基本計画（第5次）の概要

【基本目標】 共につくり、つなぎ、かなえる、美しく豊かなみんなのふるさと福島						
基本姿勢Ⅰ 環境回復の推進		基本姿勢Ⅱ 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現				
放射性物質による環境汚染からの回復	原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保	あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進	良好な生活環境の確保	自然共生社会の形成	循環型社会の形成	地球温暖化対策の推進

〔「福島県環境基本計画【第5次】」（福島県、令和3年）より作成〕

③ いわき市環境基本計画

いわき市では、「いわき市環境基本条例」（平成9年いわき市条例第4号）に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「いわき市環境基本計画（第三次）」（いわき市、令和3年）を策定した。

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、目指していく環境都市像である「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」の実現のため、表3.2-35のとおり基本目標を設定し、総合的な施策を展開している。

表 3.2-35 いわき市環境基本計画の基本目標及び施策

目指していく環境都市像	基本目標		基本施策
人と自然が共生するまち 循環都市いわき	基本目標1	気候変動を抑え、備えるまち 【低炭素】	(1) 次世代エネルギー社会の構築
			(2) 徹底した省エネルギーの推進
			(3) 気候変動への対応
	基本目標2	地域内で有効に資源が循環するまち 【循環】	(1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立
			(2) 廃棄物の適正処理
			(3) まちの美化と不法投棄の防止
	基本目標3	生き物の多様性を守り、自然の恵みを楽しむできるまち 【共生】	(1) 生物多様性への理解の促進
			(2) 生物多様性の確保
			(3) 自然とのふれあいの機会の創出
	基本目標4	生活環境を保全し、快適に暮らせるまち 【安全・快適】	(1) 大気・水等の保全
(2) 自然災害への対応			
(3) 放射性物質への対応			
基本目標5	みんなで環境を守り、創造するまち 【支える仕組み】	(1) 環境保全活動の促進	
		(2) 協働による環境保全	
		(3) 市の率先的な活動の実施	

〔「いわき市環境基本計画（第三次）」（いわき市、令和3年）より作成〕

④ 川内村総合計画

川内村では、これから10年後を見据えた村の行政運営上の最上位計画であり、村の目指す方向性や施策を示す村づくりの羅針盤となる計画として、「第6次川内村総合計画」（川内村、令和5年）を策定した。

計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、発展と住民生活向上のために達成すべき目標（将来像）を掲げ、実現に向けた施策を表3.2-36のとおり展開している。

表 3.2-36 第6次川内村総合計画の施策の展開

将来像	基本方針	
つながり、思いやり、支えあう。	基本方針1	社会の要請に応えられる環境の整備
	基本方針2	地域力を維持していくため村ならではの資源を活かし、新たな活力を呼び込む
	基本方針3	健康で安心して生活できる環境づくり
	基本方針4	安全・安心な環境づくり
	基本方針5	心豊かな人と文化を育む村づくり
	基本方針6	持続可能な行財政運営と住民と協働の村づくり

〔「第6次川内村総合計画」（川内村、令和5年）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「福島県立自然公園条例」（昭和 33 年福島県条例第 23 号）に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-37 及び図 3.2-12 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「阿武隈高原中部県立自然公園」が存在している。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

- 特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域。
- 第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
- 第 2 種特別地域：第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については、つとめて調整を図ることが必要な地域。
- 第 3 種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。
- 海域公園地区：熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。
- 普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-37 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	総面積 (ha)	特別地域 (ha)	普通地域 (ha)	指定種数	指定種名
阿武隈高原中部県立自然公園 (昭和 28 年 3 月 14 日)	7,658.5	2,765.7	4,892.8	20 科 51 種	イワヒバ、ウメバチソウ、アズマギク、センダイトウヒレン、アカヤシオ、トキソウ 他

〔「相双地方の県立自然公園及び自然環境保全地域」（福島県 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成〕

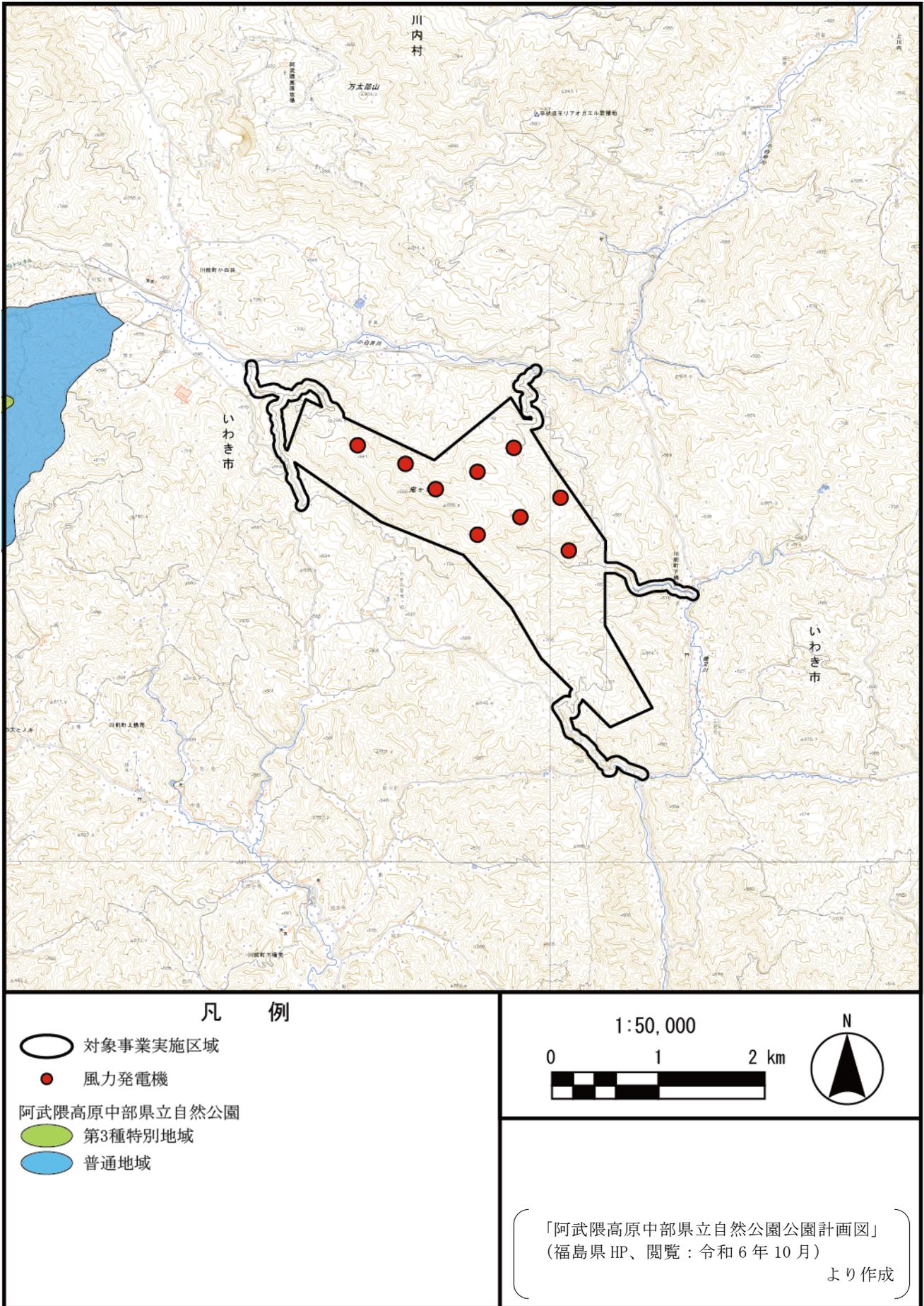


図 3.2-12 自然公園の状況

② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「福島県自然環境保全条例」（昭和 47 年福島県条例第 55 号）により指定された自然環境保全地域は、表 3.2-38 及び図 3.2-13 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には県自然環境保全地域の「平伏沼」が指定されている。

表 3.2-38 自然環境保全地域の概要

地域名	指定年月日	面積 (特別地区面積) (ha)	保全対象	指定
平伏沼	昭和 50 年 6 月 6 日	3.60 (2.14)	沼、モリアオガエル	福島県

〔「福島県の自然環境保全地域一覧」（福島県 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成〕

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区は、表 3.2-39 及び図 3.2-14 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「川内鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区」の指定がある。

表 3.2-39 鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区の指定状況

名 称	指定区分	面積 (ha) () は特別保護地区の面積	期 限	指定
川内鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	森林鳥獣生息地	637 (201)	令和 14 年 10 月 31 日	福島県

〔「(令和 5 年度) 福島県鳥獣保護区等位置図」（福島県、令和 5 年）
「令和 5 年度版福島県環境白書-資料編-」（福島県、令和 6 年）より作成〕

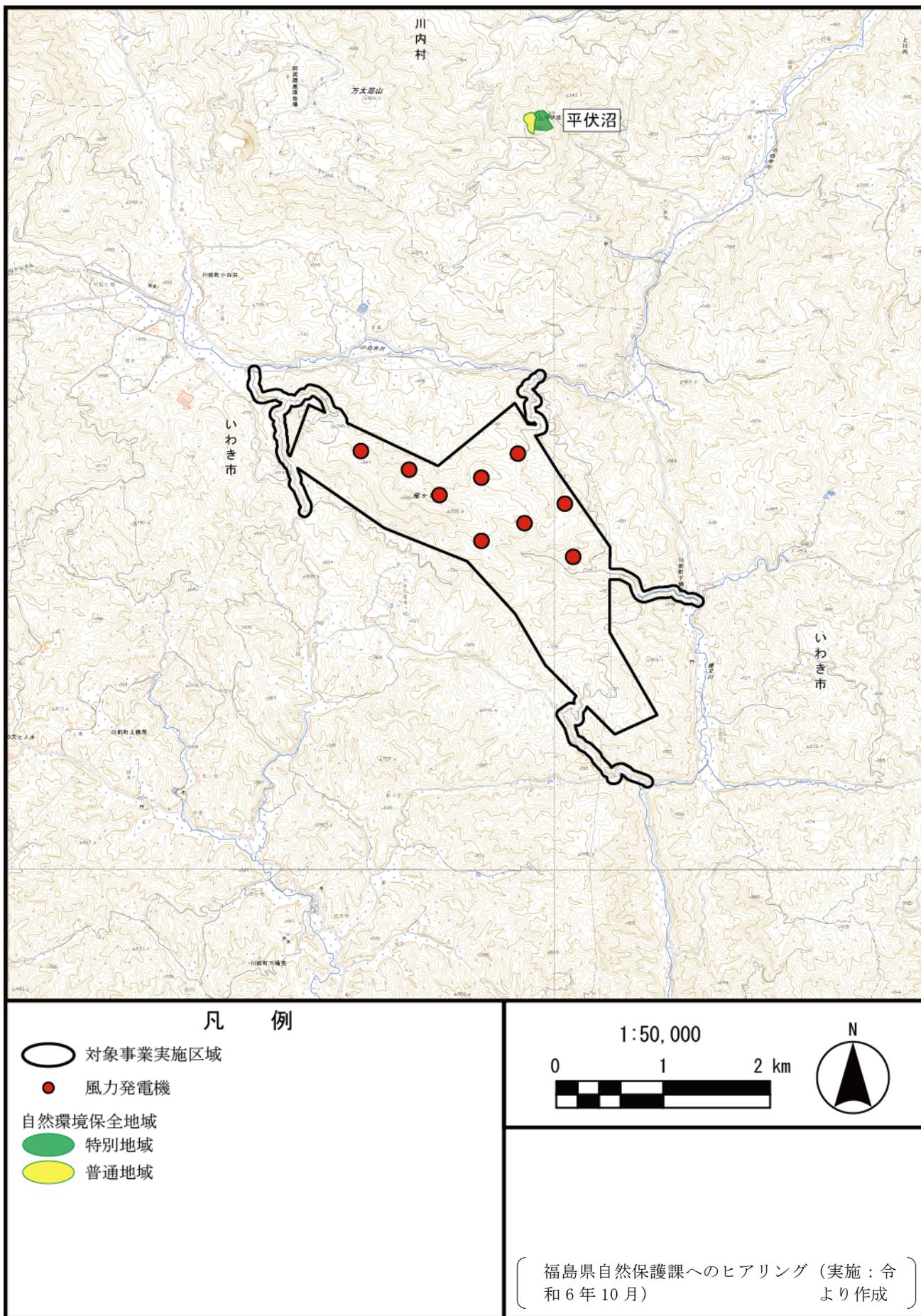


図 3.2-13 自然環境保全地域の状況

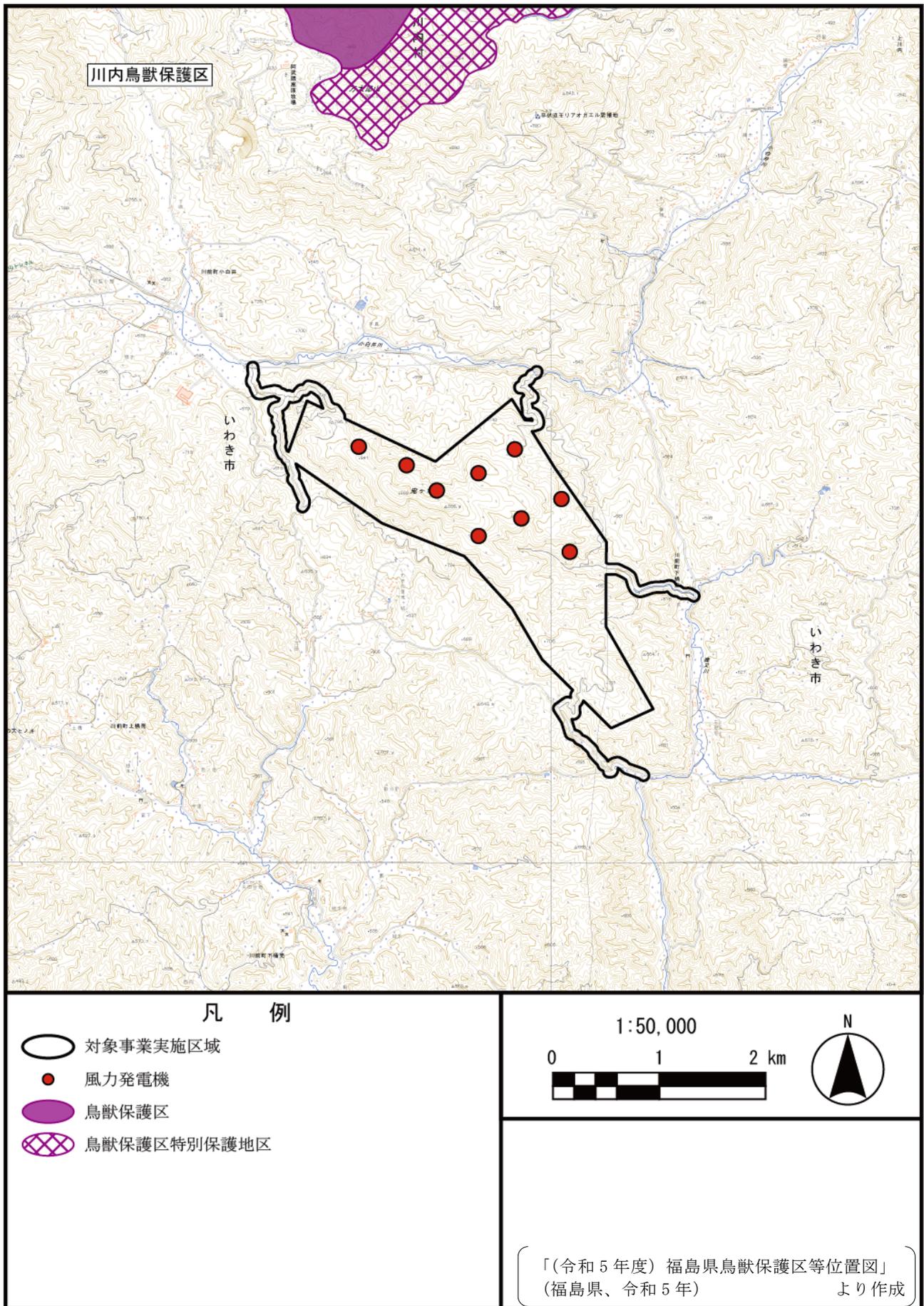


図 3.2-14 鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区の指定状況

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の規定により指定された生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）の規定により指定された湿地の区域はない。

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「福島県文化財保護条例」（昭和 45 年福島県条例第 43 号）等に基づく史跡・名勝・天然記念物は、表 3.2-40 及び図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に名勝及び天然記念物がある。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.2-41 及び図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に分布している。

表 3.2-40 名勝・天然記念物の状況

指定区分	種別	名称	所在地
国	特別天然記念物	カモシカ	地域を定めず
		オオサンショウウオ	地域を定めず
	天然記念物	イヌワシ	地域を定めず
		ヤマネ	地域を定めず
		平伏沼モリアオガエル繁殖地	川内村上川内字平伏森
いわき市	天然記念物	東松院のモミ群	いわき市川前町下桶売字久保田
		下桶売の種まきザクラ	いわき市川前町下桶売字城木坂
川内村	名勝	古熊山不動滝	川内村上川内字木の葉橋

「福島県 国・県指定等文化財一覧（令和 6 年 4 月 1 日現在）」（福島県 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）
 「指定文化財一覧」（いわき市 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）
 川内村へのヒアリング（実施：令和 6 年 10 月）

より作成

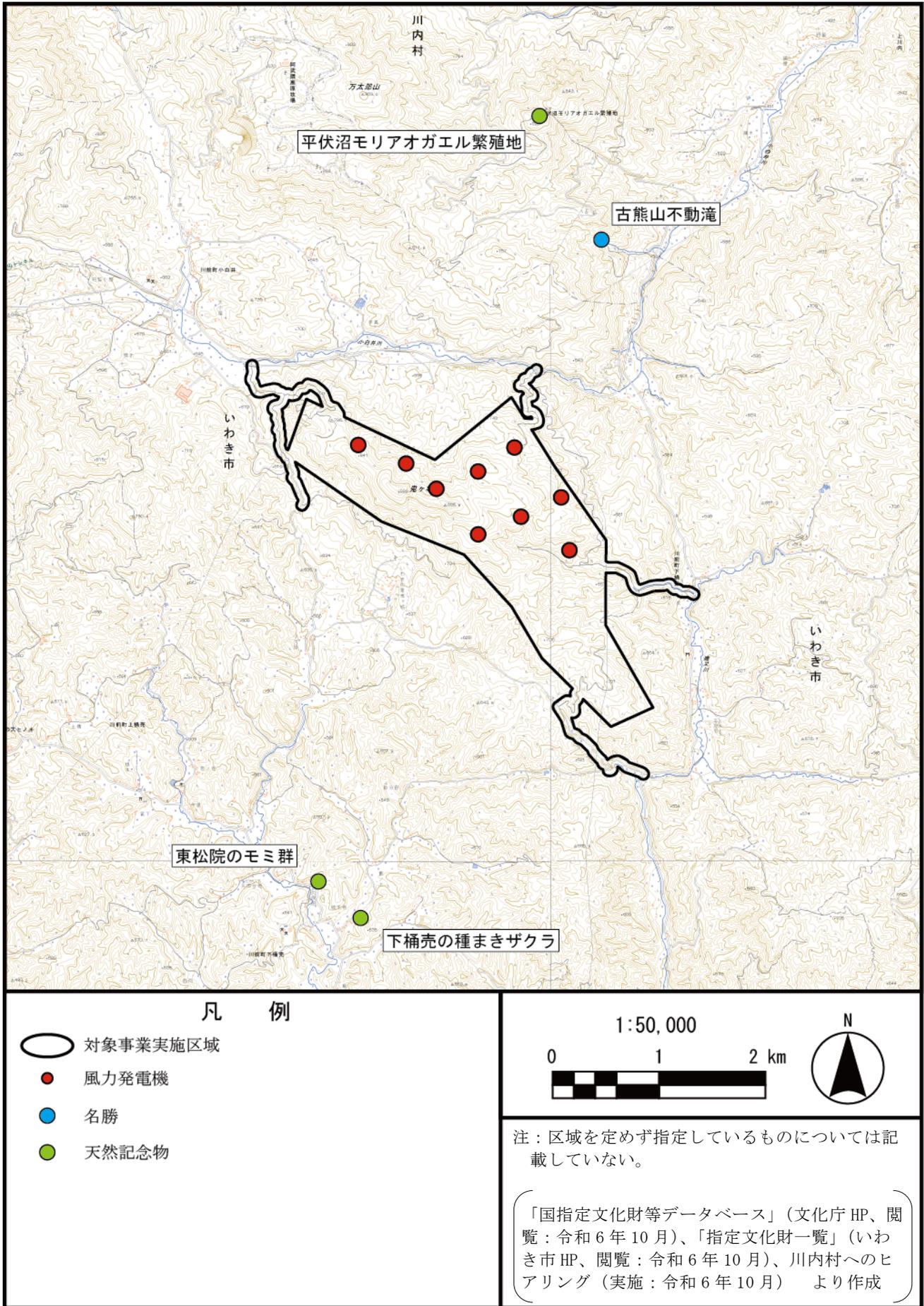


図 3.2-15 名勝・天然記念物の状況

表 3. 2-41 (1) 周知の埋蔵文化財包蔵地

遺跡名	所在地	時代	種別
将監小屋 B 遺跡	いわき市川前町小白井将監小屋	縄文	散布地
将監小屋 A 遺跡	いわき市川前町小白井将監小屋	縄文	散布地
下岐 B 遺跡	いわき市川前町下桶売下岐	縄文	散布地
下岐 A 遺跡	いわき市川前町下桶売下岐	縄文	散布地
将監小屋 C 遺跡	いわき市川前町小白井将監小屋	縄文	散布地
元小白井遺跡	いわき市川前町小白井元小白井	縄文	散布地
芋島遺跡	いわき市川前町小白井芋島	縄文	散布地
精才 A 遺跡	いわき市川前町小白井精才	縄文	散布地
精才 B 遺跡	いわき市川前町小白井精才	縄文	散布地
鬼ヶ城遺跡	いわき市川前町小白井精才	縄文	散布地
荻 D 遺跡	いわき市川前町下桶売荻	縄文	散布地
荻 A 遺跡	いわき市川前町下桶売荻	縄文	散布地
板橋西 A 遺跡	いわき市川前町上桶売大平	縄文	散布地
板橋西 B 遺跡	いわき市川前町上桶売大平	縄文	散布地
小久田 C 遺跡	いわき市川前町上桶売小久田	縄文	散布地
小久田 B 遺跡	いわき市川前町上桶売小久田	縄文	散布地
小久田 A 遺跡	いわき市川前町上桶売小久田	縄文	散布地
荻 B 遺跡	いわき市川前町下桶売荻	縄文	散布地
荻 F 遺跡	いわき市川前町下桶売荻	縄文	散布地
荻 E 遺跡	いわき市川前町下桶売荻	縄文	散布地
志田名伏平 B 遺跡	いわき市川前町下桶売字志田名	縄文	散布地
志田名伏平 A 遺跡	いわき市川前町下桶売字志田名	縄文	散布地
荻 C 遺跡	いわき市川前町下桶売荻	縄文	散布地
志田名桜沢遺跡	いわき市川前町下桶売字志田名	縄文	散布地
志田名白平遺跡	いわき市川前町下桶売字志田名	縄文	散布地
志田名遺跡	いわき市川前町下桶売志田名	縄文	散布地
志田名東遺跡	いわき市川前町下桶売字上高部／高部	縄文	散布地
板橋南遺跡	いわき市川前町上桶売字大平	縄文	散布地
岩ノ作館跡	いわき市川前町上桶売岩ノ作／中里	中世（細分不明）	城館
大平遺跡	いわき市川前町上桶売字大平	縄文	散布地
土橋遺跡	いわき市川前町上桶売字土橋	縄文	散布地
石合 B 遺跡	いわき市川前町上桶売下沢尻	縄文	散布地
能夫館跡	いわき市川前町上桶売根本	中世（細分不明）	城館
藪の上遺跡	いわき市川前町下桶売字藪の上	縄文	散布地
ナシ塚遺跡	いわき市川前町下桶売矢田谷地	縄文	散布地
西枝館跡	いわき市川前町下桶売久保田	中世（細分不明）	城館
石後前遺跡	いわき市川前町下桶売字矢田谷地	縄文	散布地
石合 B 遺跡	いわき市川前町川前下沢尻	縄文	散布地
五味沢遺跡	いわき市川前町下桶売字五味沢／川前町五味沢	縄文	散布地

〔「文化財総覧 WebGIS」(奈良文化研究所 HP、閲覧：令和 6 年 10 月) より作成〕

表 3.2-41(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

遺跡名	所在地	時代	種別
天王山館跡	いわき市川前町下桶売城木坂	中世（細分不明）	城館
城木御林遺跡	いわき市川前町下桶売字城木／城木地	縄文	散布地
万太郎館跡	いわき市川前町下桶売芹ヶ作／殿林	中世（細分不明）	城館
下城木遺跡	いわき市川前町下桶売字城木	縄文	散布地
会古松遺跡	いわき市川前町下桶売字会古松	縄文	散布地
高部上屋敷遺跡	いわき市川前町下桶売字高部	縄文	散布地
高部葵平遺跡	いわき市川前町下桶売字上高部	縄文	散布地
上高部遺跡	いわき市川前町下桶売字上高部	縄文	散布地
高部鬼畑遺跡	いわき市川前町下桶売字高部	縄文	散布地
夕日の沢 C 遺跡	いわき市川前町下桶売字上高部	縄文	散布地
夕日の沢 A 遺跡	いわき市川前町下桶売字上高部	縄文	散布地
夕日の沢 B 遺跡	いわき市川前町下桶売字上高部	縄文	散布地
館屋遺跡／舘屋遺跡	川内村上川内館屋／舘屋	縄文	散布地
持留館跡	川内村上川内館屋	中世（細分不明）	城館
小笹目遺跡	川内村上川内小笹目	縄文、弥生	散布地
持留遺跡	川内村上川内持留	縄文	散布地
綱木遺跡	川内村下川内綱木	縄文	散布地
木ノ葉橋遺跡	川内村上川内木ノ葉橋	縄文	散布地

〔「文化財総覧 WebGIS」(奈良文化研究所 HP、閲覧：令和 6 年 10 月)より作成〕

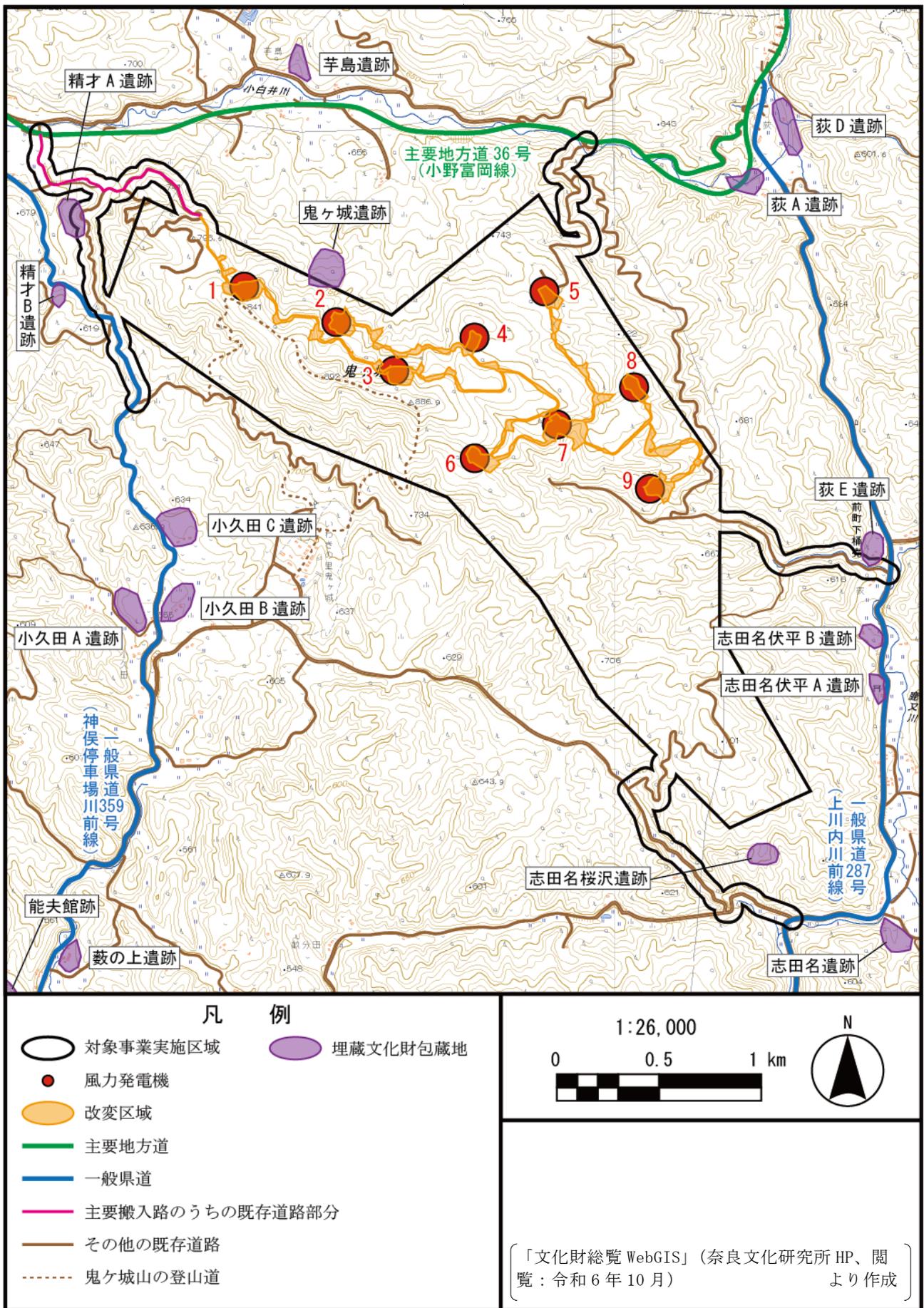


図 3.2-16 周知の埋蔵文化財包蔵地

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）に基づき、いわき市では「景観行政団体」に移行しており、景観形成重点地区を指定しているが、対象事業実施区域及びその周囲に景観形成重点地区の指定はない。また、川内村においては「福島県景観計画」（福島県、平成 30 年）により、川内村全域が景観計画区域に定められている。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）に基づく風致地区の指定はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく保安林の指定状況は、図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在する。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により指定された砂防指定地は、図 3.2-18 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に砂防指定地が存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は、図 3.2-18 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく地すべり防止区域ない。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

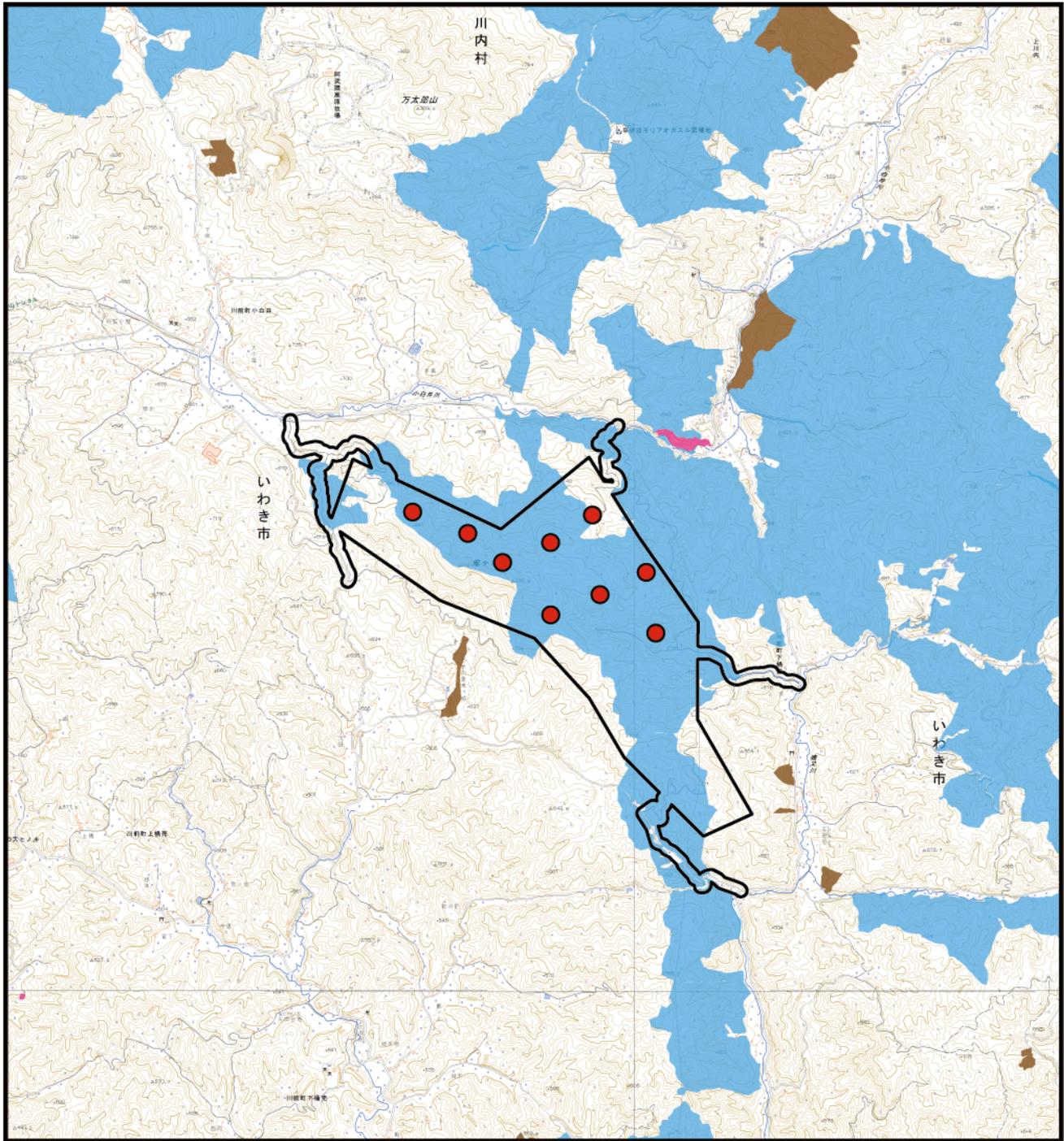
対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、図 3.2-19 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

⑥ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 28 年）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に山地災害危険地区がある。

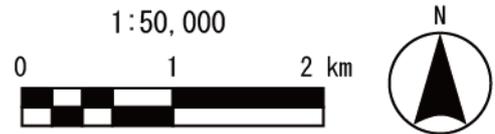
⑦ まとめ

「②砂防法に基づく砂防指定地」から「⑥山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区」をまとめると、図 3.2-21 に示すとおりである。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  水源涵養保安林
-  土砂流出防備保安林
-  土砂崩壊防備保安林



〔「国土数値情報（国有林野データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）
 「森林計画図の閲覧・出力」（福島県 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成〕

図 3.2-17 保安林の指定状況

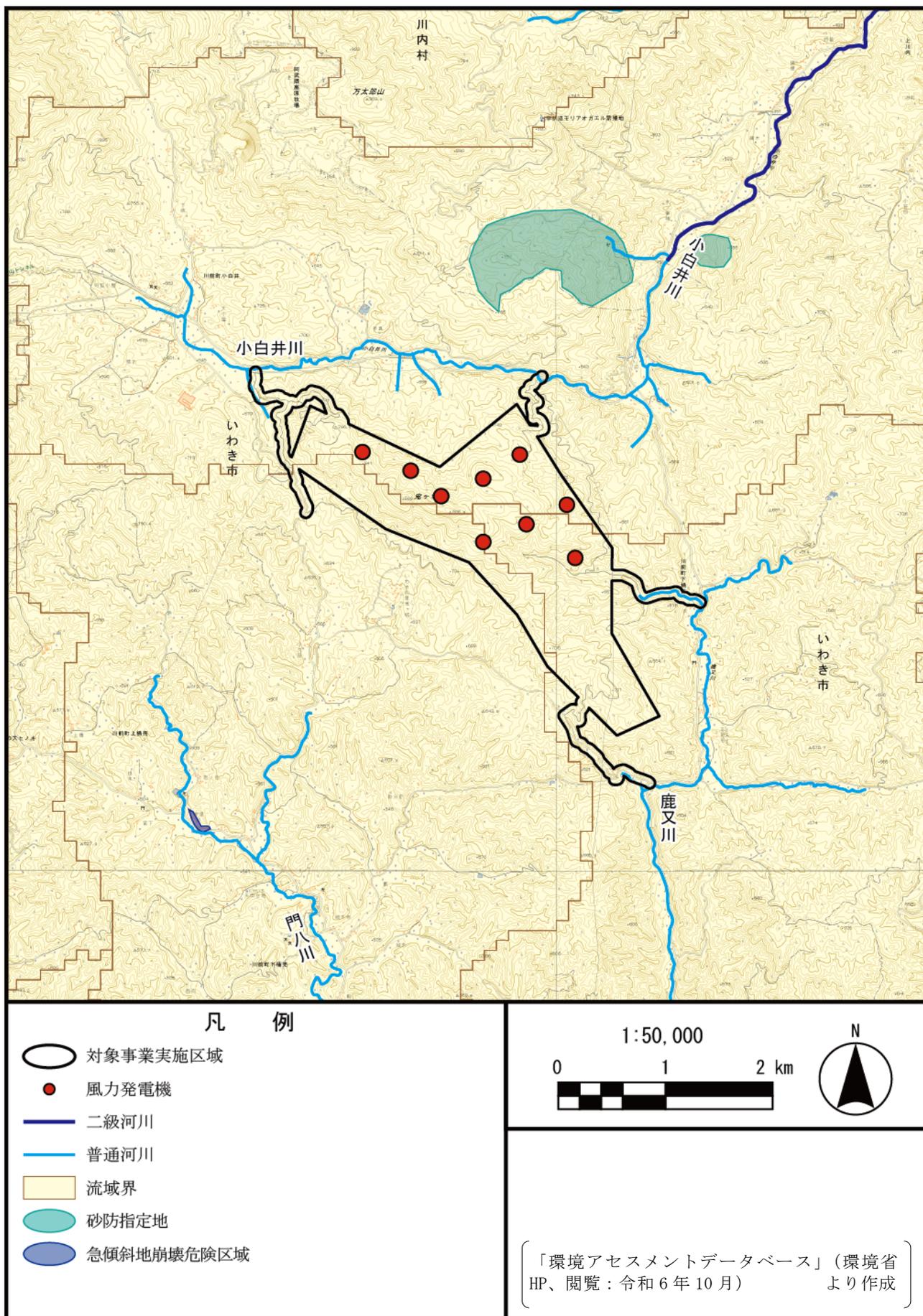


図 3.2-18 砂防指定地等の指定状況

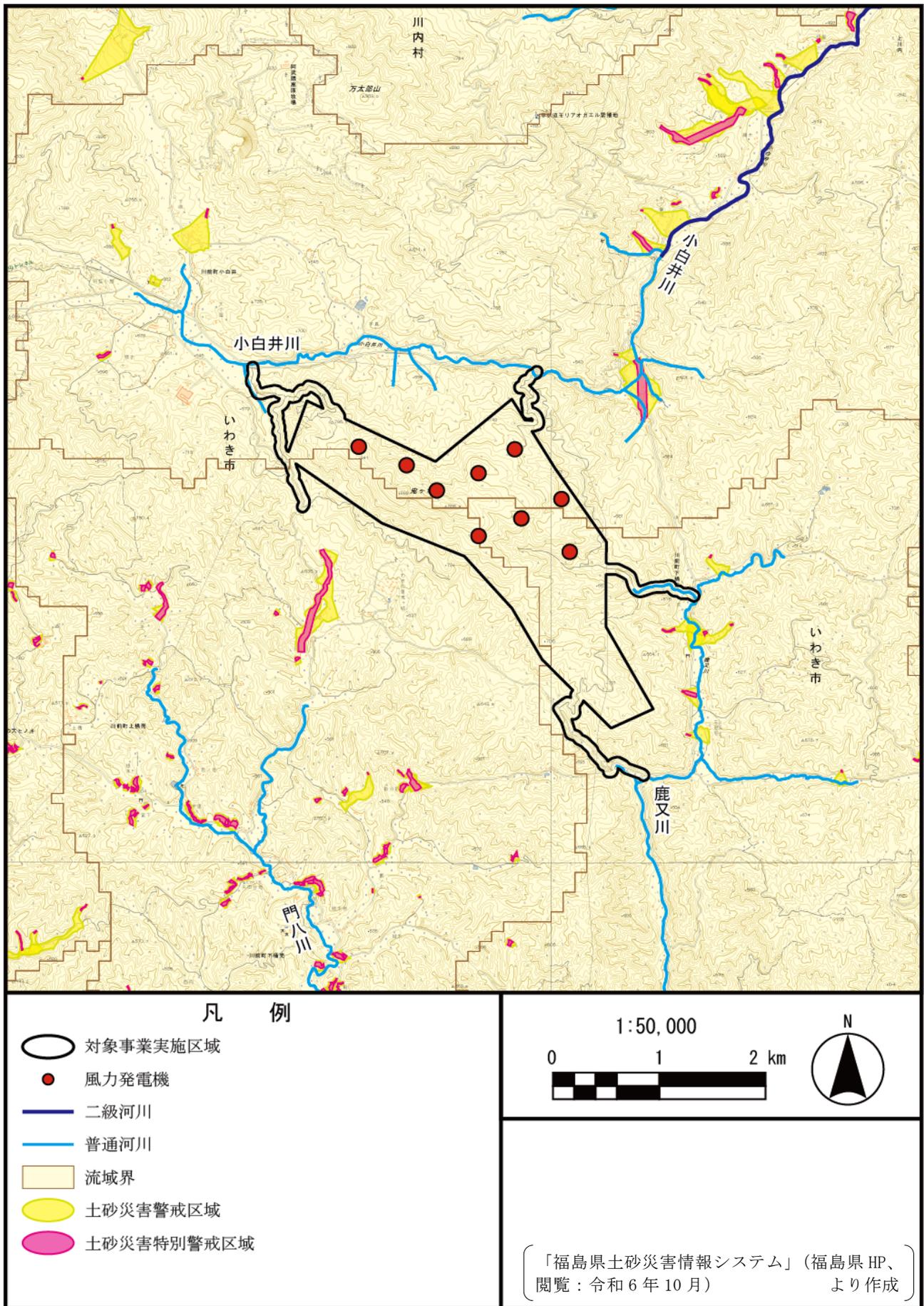


図 3.2-19 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

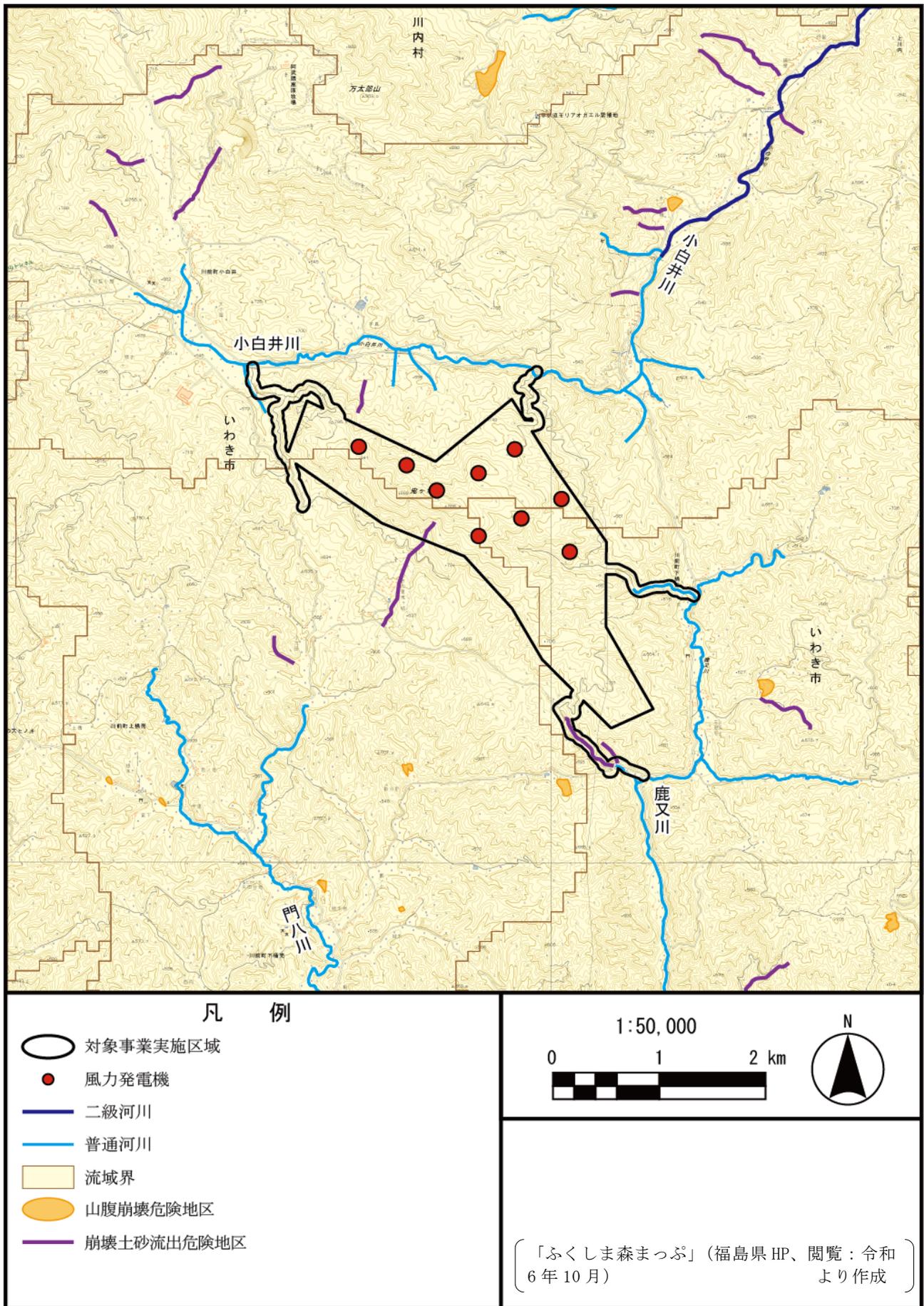


図 3.2-20 山地災害危険地区の状況

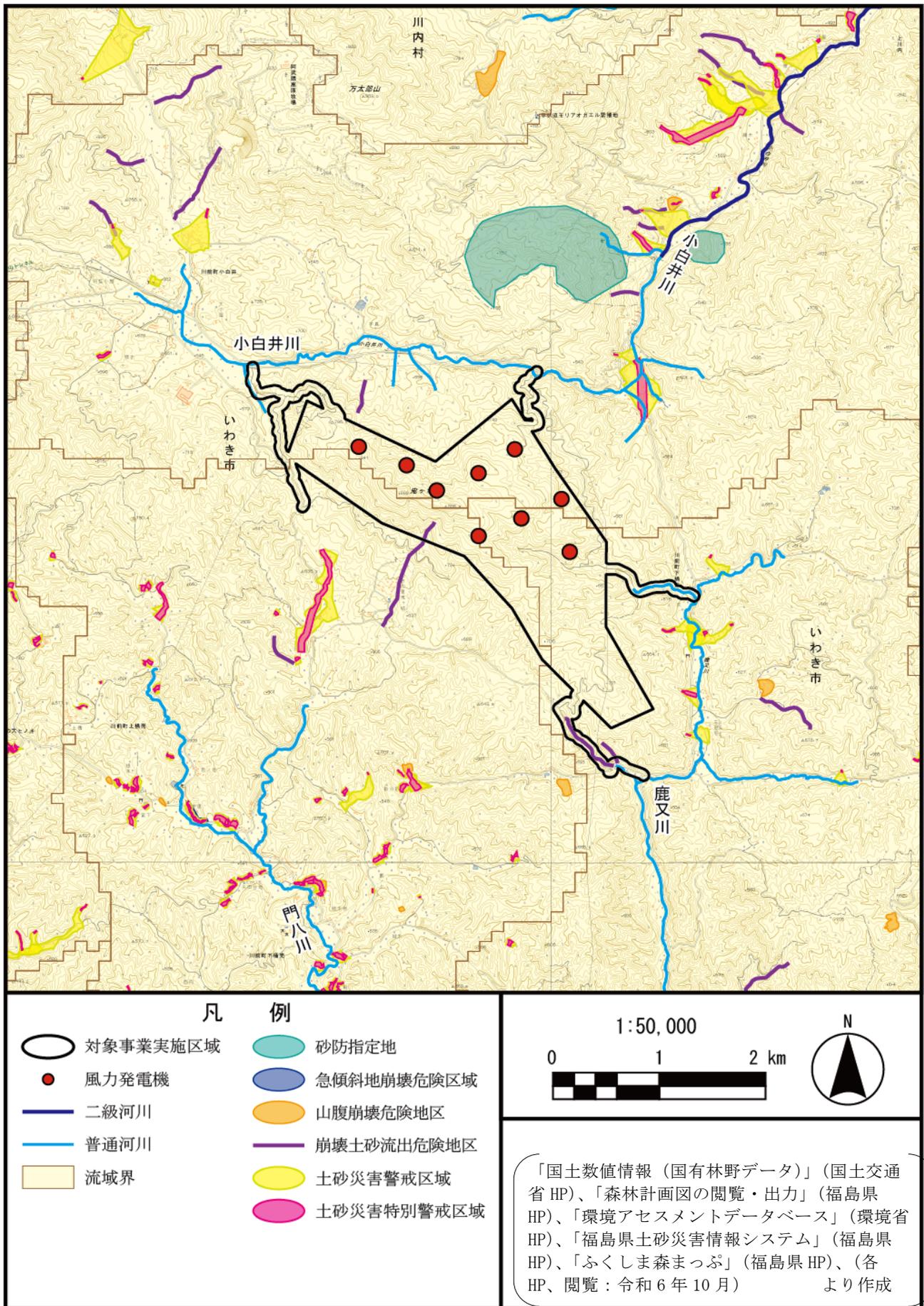


図 3.2-21 国土防災関連の状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-42 のとおりである。

表 3.2-42 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			いわき市	川内村	対象事業 実施区域 及びその 周囲	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	×	○	×
		農業地域	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	×	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	×	×	×
		水域類型指定	○	○	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	×	×	×
	振動規制法	規制地域	○	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	×	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×	×
		形質変更時要届出区域	○	×	×	×
	工業用水法	規制地域	×	×	×	×
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×
		国定公園	×	×	×	×
	福島県立自然公園条例	県立自然公園	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	○	○	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区及び特別保護地区	○	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	×	×
		市村指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	×	○	○	×
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	×	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	×	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	×
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	○

注：1. 「○」は指定あり、「×」は指定なしを示す。

2. 「○*」は、所在地が区域を定めず指定した天然記念物の種のための指定があることを示す。